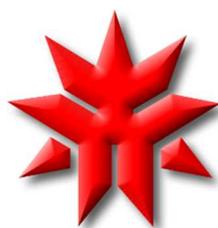


赤穂市総合戦略

Ako City Comprehensive Strategy



赤穂市

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 総合戦略策定の背景.....	1
2 国の総合戦略の考え方.....	1
3 総合戦略の策定趣旨.....	3
4 赤穂市の現状と課題.....	4
5 総合戦略の位置づけ.....	9
6 総合戦略の期間.....	10
7 効果検証の実施.....	10
第2章 赤穂市総合戦略.....	11
1 赤穂市における安定した雇用を創出する.....	12
（1）基本目標への取り組み.....	12
（2）講ずべき施策に関する基本的方向.....	12
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）.....	13
基本的方向1 雇用対策.....	13
基本的方向2 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）.....	15
基本的方向3 地域産業の競争力強化（分野別取組）.....	15
2 赤穂市への新しいひとの流れをつくる.....	16
（1）基本目標への取り組み.....	16
（2）講ずべき施策に関する基本的方向.....	16
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）.....	17
基本的方向1 地方移住の推進と情報発信の強化.....	17
基本的方向2 地方拠点強化.....	18
基本的方向3 地域資源を活用した交流の促進.....	19
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	20
（1）基本目標への取り組み.....	20
（2）講ずべき施策に関する基本的方向.....	20
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）.....	21
基本的方向1 結婚・出産・子育ての支援.....	21
基本的方向2 若い世代（女性）の仕事と生活の調和.....	23

4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、地域と地域を連携する	24
(1) 基本目標への取り組み	24
(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	24
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (K P I)	25
基本的方向1 地域連携によるまちづくりの推進	25
基本的方向2 地域連携による経済・生活圏域の形成	27
基本的方向3 防災・減災対策の推進	27
基本的方向4 既存ストックのマネジメント強化	29
基本的方向5 地域ブランド力の推進	29
資料	30
赤穂市地方版総合戦略策定委員会設置要綱	30
赤穂市地方版総合戦略策定委員会名簿	32
赤穂市地方版総合戦略策定検討委員会名簿	33
アンケート調査結果	34

第 1 章 基本的な考え方

1 総合戦略策定の背景

わが国の急速な少子高齢化の進展を背景に、国は、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを課題としています。

このため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号、以下、「創生法」という。）を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（「まち・ひと・しごと創生」）を図ることとしています。

国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国の長期ビジョン」という。）及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を閣議決定し（平成 26（2014）年 12 月 27 日）、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。

また、国の総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」が平成 27（2015）年 6 月 30 日に閣議決定されました。

そこで本市におきましても、国の動向を踏まえ、本市における人口の現状と将来の展望を提示する「赤穂市人口ビジョン」に対応して、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「赤穂市総合戦略」（以下、「本総合戦略」という。）を策定しました。

2 国の総合戦略の考え方

わが国は、平成 20（2008）年をピークとして人口減少局面に入っています。今後、総人口は平成 62（2050）年には 9,700 万人程度となり、平成 112（2100）年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計があります。

また、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている状況にあります。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっています。

人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつあります。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難なものにしています。

このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高いとされています。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退していくこととなります。

こうした状況を踏まえ、国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが重要とし、3つの基本的視点及び政策5原則に基づき国の総合戦略を策定しています。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略（国の総合戦略）の基本的な考え方と基本的視点抜粋

●基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招く。
- ・人口減少は、地域経済に消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出している。
- ・「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」負のスパイラルを解消し地方創生を成し遂げる。

基本的視点

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

2. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

従来の政策の弊害を排除し、人口減少と地方創生を確実に実現するために必要な政策原則。

(1) 自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようなものであること。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的なデータに基づき実状分析や将来予測を行い、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

3 総合戦略の策定趣旨

○法的根拠

本総合戦略は、創生法第 10 条の規定により、策定するものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③その他必要な事項（具体的な施策）を規定し、全体的な構成を定めています。

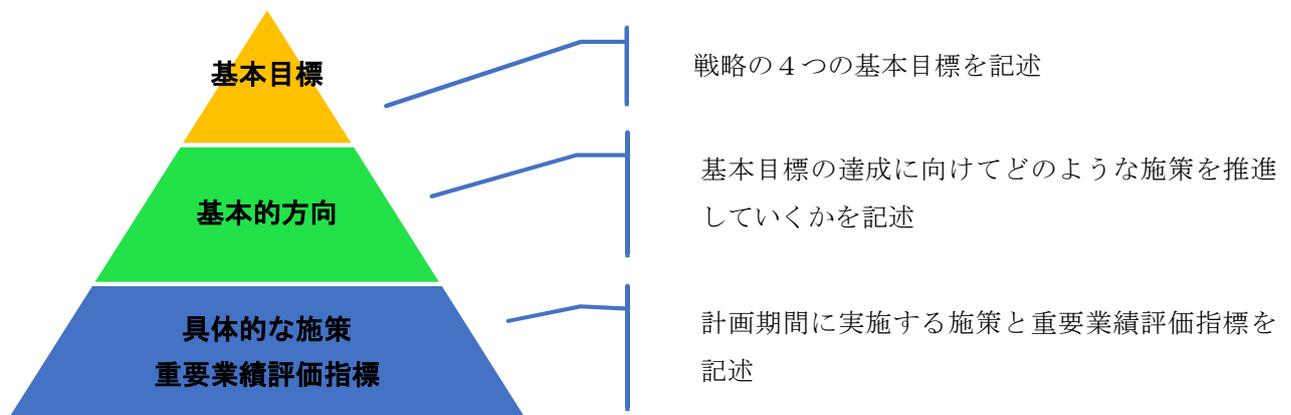
○総合戦略の骨格

本総合戦略は、国の総合戦略の基本的な考え方や政策 5 原則等を基に、同時にとりまとめた赤穂市人口ビジョンで示す将来展望や、赤穂市総合計画の内容を踏まえ、平成 27（2015）年度を初年度とする今後 5 か年の基本目標・基本的方向及び具体的な施策等を「赤穂市総合戦略」としてまとめたものです。

本総合戦略は、本市の実情に応じた今後 5 か年の基本目標を示します。そして、その基本目標の達成に向けてどのような施策を推進していくかを、施策の基本的方向として示します。

また、基本目標ごとに具体的な施策を提示し、各施策には重要業績評価指標を設定し、5 年後の目標数値を示します。

◆総合戦略の骨格



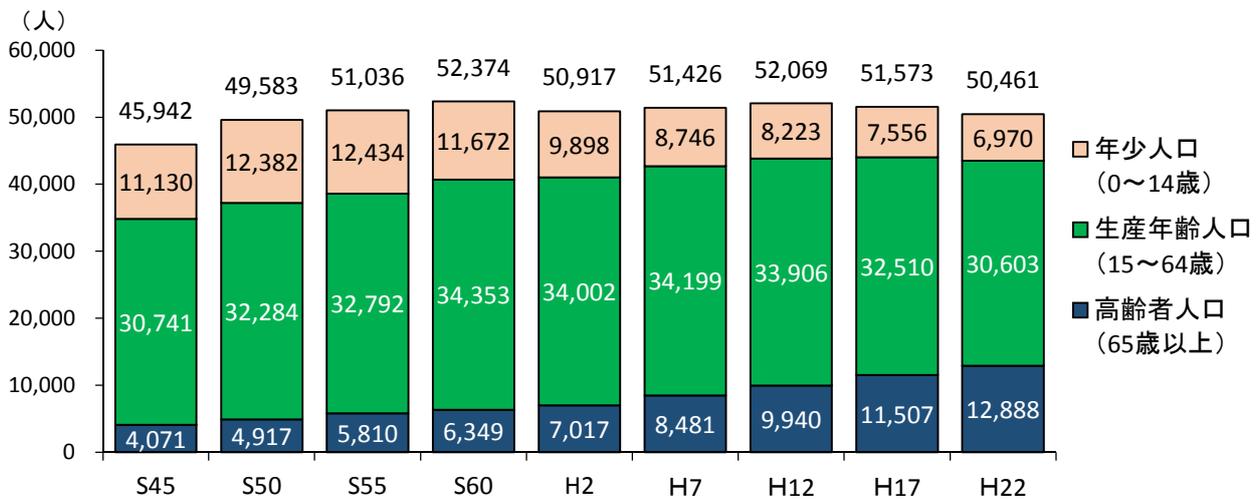
4 赤穂市の現状と課題

①本市の現状

●総人口の推移

国勢調査から本市における総人口の推移をみると、昭和 45（1970）年から昭和 60（1985）年にかけて人口が増加しますが、平成 2（1990）年に一旦減少し、その後、再度平成 12（2000）年まで増加（総人口 52,069 人）します。しかし、平成 12（2000）年以降は再度減少傾向となり、平成 22（2010）年で 50,461 人となっています。

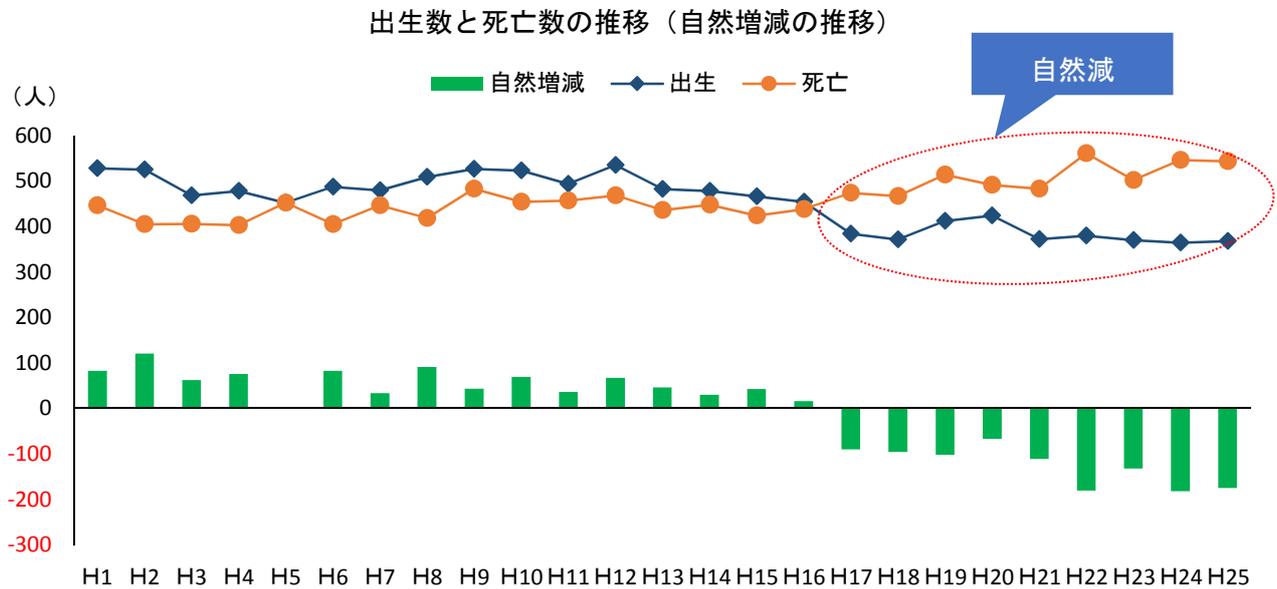
年齢 3 区分別人口の推移



資料：各年国勢調査
※年齢不詳は含まない

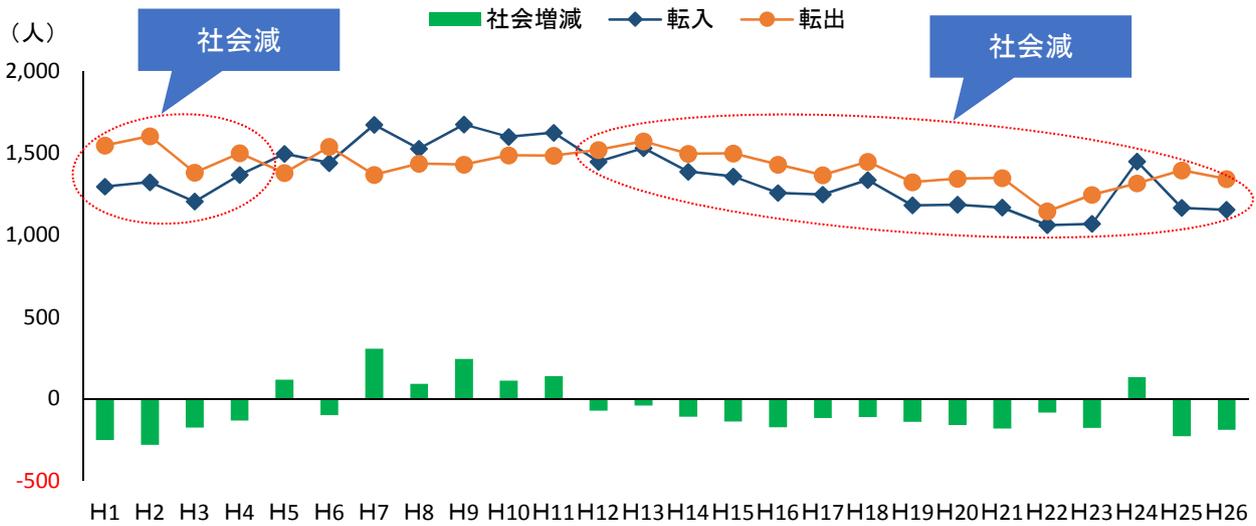
●人口動態

人口増減の要因である自然増減（出生数－死亡数）と社会増減（転入者数－転出者数）はともに減少傾向にあります。



- 平成 17（2005）年以降、死亡数と出生数が逆転し、死亡数が出生数を上回って推移し、近年は自然減が続いている
- 合計特殊出生率（兵庫県「保健統計年報」）は減少傾向にあり、昭和 60（1985）年の 1.90 から平成 22（2010）年では 1.40 まで減少
全国・兵庫県と比べると、以前は全国・兵庫県よりも高かったが、近年では同水準で推移

転入・転出の推移（社会増減の推移）



- 平成7（1995）年から平成11（1999）年の間は転入が転出を上回っているが、その他の年はほぼ転出が転入を上回り、社会減の状況
- 社会減の主な転出先は、県内では姫路市（▲64人）、神戸市（▲35人）、たつの市（▲27人）、県外では大阪府（▲30人）、東京都（▲39人）となっている（データは平成26（2014）年）
- 転入・転出の状況を年齢別にみると、20～39歳の年代で転出が転入を大きく上回っている

●経済・社会状況

本市の市内総生産は上昇傾向にありますが、一方で完全失業率が上昇しています。特に男性の失業率は平成17（2005）年以降、全国・兵庫県よりも高い状況にあります。

●観光の動向

平成16（2004）年度以降、観光入込客数は平成18（2006）年度の1,908千人をピークに平成23（2011）年度まで減少傾向にありましたが、近年は増加しており、平成25（2013）年度で1,503千人となっています。

観光入込客としては、各年ともに「県内客」が多く、平成25（2013）年度で全体の62.0%を占めており、その多くが日帰り観光客となっています。

②本市の課題と解決の視点

本市の現状から 4 つの課題があります。

課題 1 人口減少に待ったなしの状況

- 総人口は平成 12（2000）年前後をピークに減少傾向に転じている。
- 平成 72（2060）年には現役世代 1.3 人で高齢者一人を支える時代が到来。（現在、2.1 人）
- 高齢化による総人口の減少を上回る働き手の減少は、総人口の減少以上の経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得が低下するおそれあり。（国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」より）
- 行政のみならず市民・企業等、本市を構成する全ての人が人口減少問題に対する認識を持ち、一体となって取り組んでいくことが重要。

課題 2 このままでは自然減、社会減が進んでしまう

- 合計特殊出生率は全国や兵庫県平均と同水準まで低下。
- 出生数は減少傾向。晩婚化が進んでいる状況。
- 現在死亡数が出生数を上回っている。
- 転出者が転入者を上回り、市外へ人口流出している。特に 20 歳代が多い。
- 人口減少は免れないが、早い段階で合計特殊出生率の上昇や社会移動を食い止め、人口減少を緩やかにすることが重要。
- より一層、子育て支援や若者の結婚のきっかけづくりなど、各年代に応じた生活支援サービスの充実が必要。

課題 3 市の特性を活かした雇用・就業の促進

- 臨海部の塩田跡地を中心に工業地帯が形成され、多様な業種の工場が集積しており、製造業を中心とした第 2 次産業が盛んなまちであるが、事業所数は減少傾向。
- 就業率は減少傾向にあり、特に男性の就業率が低下傾向。
- 農業、漁業、小売業等においては後継者不足が大きな課題。
- 就業者一人当たり市内総生産は県内では上位に位置し、かつ上昇傾向にあるため、それを維持・発展していくことが重要。
- 就業率の向上に取り組み、さらなる発展へとつなげていくことが重要。

課題 4 観光振興により交流人口の増加

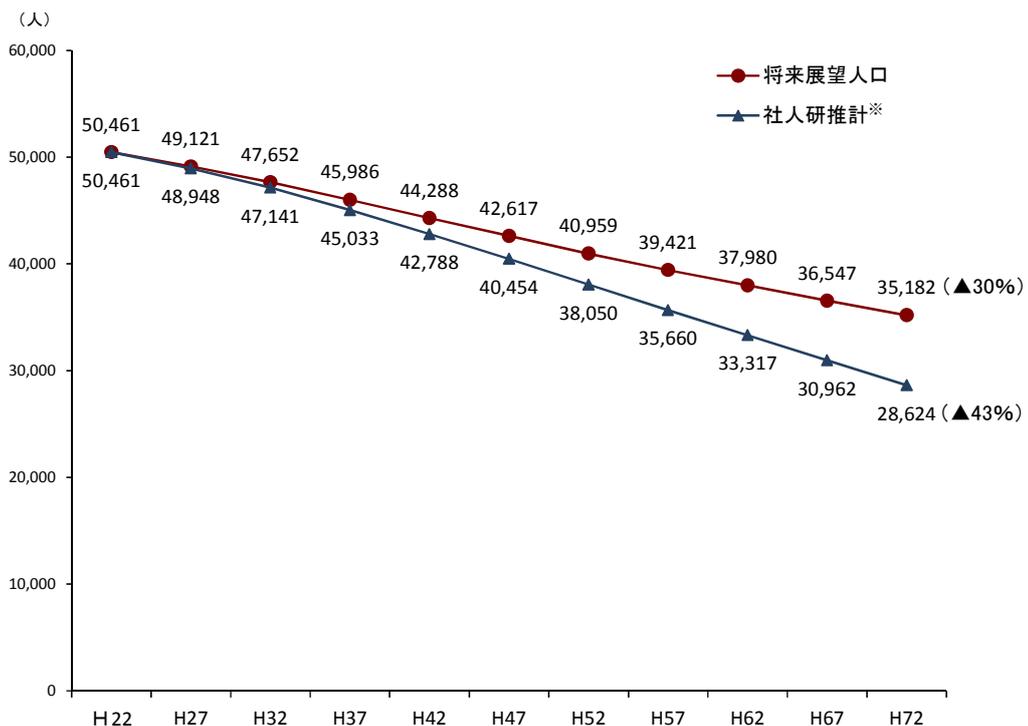
- 本市は「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、様々な観光資源を持つ、豊かな自然と歴史が調和したまち。
- 平成 18（2006）年から観光入込客数が減少し、近年は増加傾向にあるが、さらなる増加が必要。
- 本市にある多くの魅力を一体的に発信し、知ってもらい、訪れてもらい、楽しんでもらうことで、交流人口さらには定住人口の増加につなげることが重要。

本市における4つの課題を解決し、人口減少に歯止めをかけるには、出生数の上昇から人口構成のバランスを図るとともに、転出の抑制、転入の促進による定住人口の増を図る必要があります。

この合計特殊出生率の上昇、定住人口の増加に向け、次の3つの視点のもと、人口減少に歯止めをかけていきます。

課題解決の視点	将来展望
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> 視点1 若い世代の就労、結婚、子育てを応援します </div> <ul style="list-style-type: none"> ●若い世代の完全失業率の改善から、結婚につなげる ●各種子育て支援策の展開により、安心して産み、育てることができる赤穂市をめざす 	<div style="background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; flex-direction: column;"> <div style="font-size: 24px; margin-bottom: 10px;">総人口</div> <div style="font-size: 36px; margin-bottom: 10px;">35,000人</div> <div style="font-size: 18px;">(平成72(2060)年)</div> </div> <p style="font-size: 12px; margin-top: 20px;">※「赤穂市人口ビジョン」において示された人口の将来展望</p>
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> 視点2 産業の発展により、市内就業に結びつけ、市の活性化を図ります </div> <ul style="list-style-type: none"> ●製造業のさらなる発展、農水産の地場産業のブランド開発、小売業の活性化 ●これらを通じた市内総生産の上昇 ●その担い手として市民の就業につなげ、まちの活性化を促進 	
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 視点3 まちの魅力発信から交流人口を増やし、転入者の増加をめざします </div> <ul style="list-style-type: none"> ●数多くの観光資源を活用し、赤穂市の魅力アップを促進 ●その魅力を全国、さらには世界に広め、交流人口を増加 ●「住んでみたい」と思ってもらえるまちづくりの推進 	

総人口の推計



※「社人研推計」は国立社会保障・人口問題研究所が算出した総人口の推計値

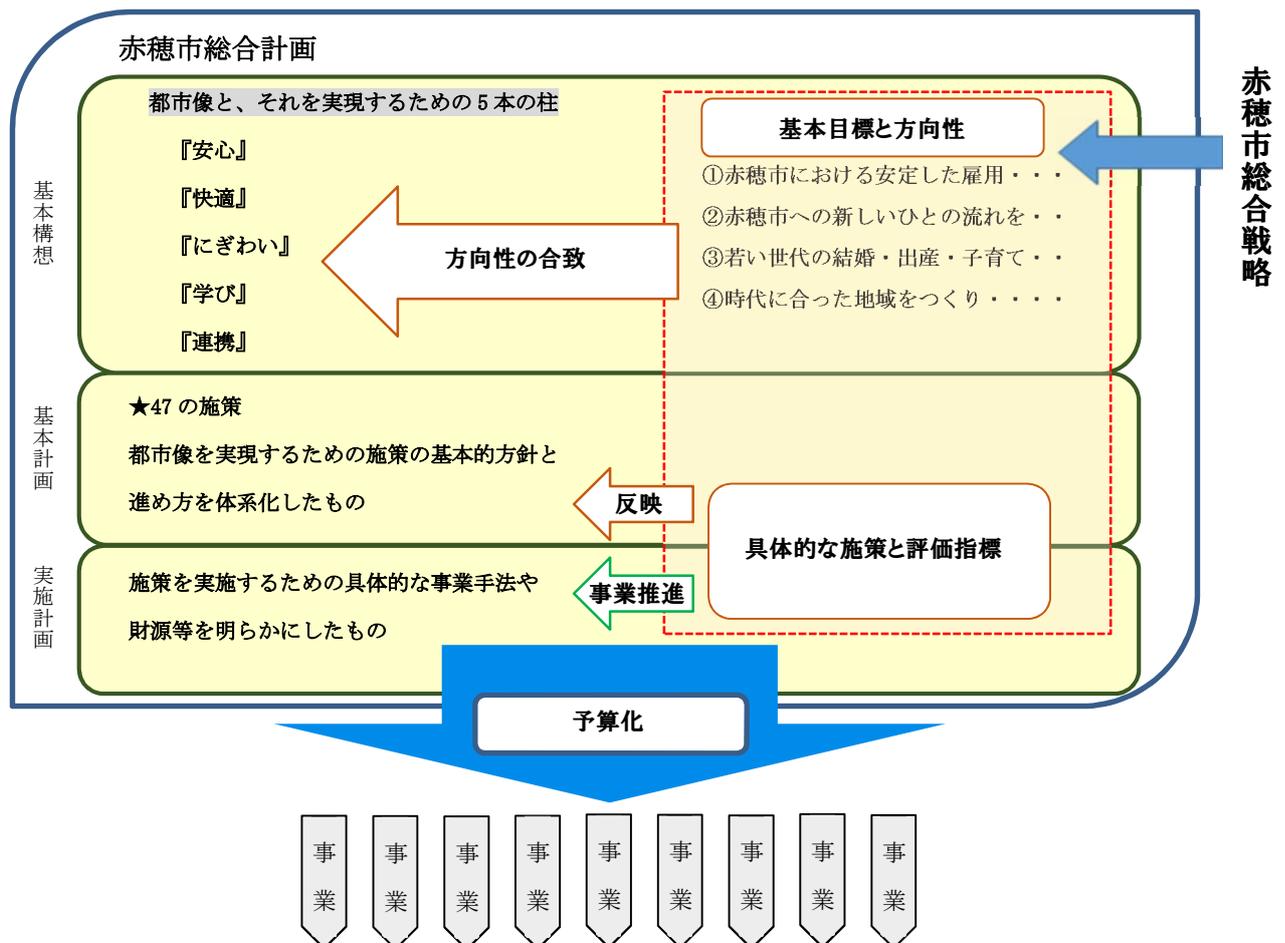
5 総合戦略の位置づけ

平成 23（2011）年を始期とする赤穂市総合計画は、赤穂市の長期的なまちづくりの基本的方向性を定めた市政運営の指針であり、市の最上位計画となるものです。国は、国の総合戦略について、「人口減少克服・地方創生を目的とするもの」と位置づけ、その基本目標、方向性、重要業績評価指標を明確に表すものであると説明しています。

赤穂市総合計画では、国の総合戦略の基本的な考え方や地方創生を実現するための政策 5 原則「自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視」は総合計画がめざす理念とそれを実現するための施策の方向性がほぼ合致するものと考えられることから、赤穂市総合戦略をその一部と位置づけることとします。

ただし、総合計画と一本化することなく、人口減少克服等、総合戦略に求められる施策を明確にするためにも、それに記載すべき内容（基本目標、基本的方向、具体的な施策と重要業績評価指標）を具備した 5 か年計画としての「赤穂市総合戦略」を新たに作成することとしました。

◆赤穂市総合計画と赤穂市総合戦略の関係（イメージ）

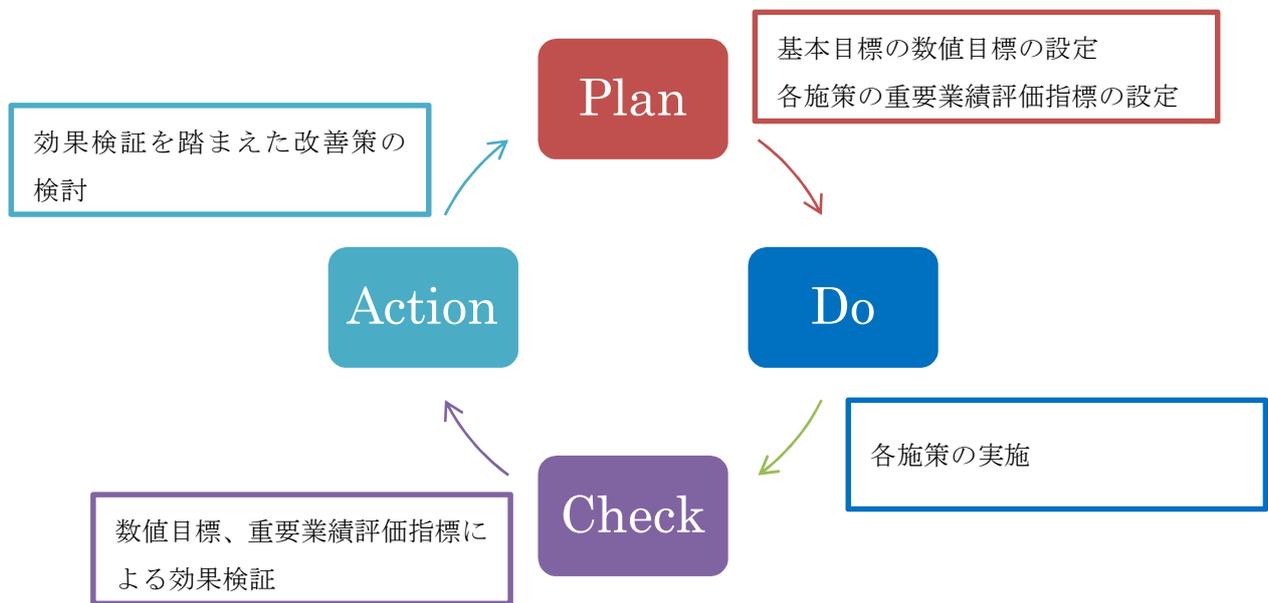


6 総合戦略の期間

対象期間は平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度の 5 年間とします。

7 効果検証の実施

本総合戦略に示された施策の効果を検証するため、基本目標について数値目標を設定し、各施策に重要業績評価指標を設定しています。効果検証は、数値目標や重要業績評価指標の達成度により進捗を検証し、改善を図っていきます。



第2章 赤穂市総合戦略

本市の課題を解決するため4つ基本目標を設定します。

基本目標	基本的方向
1. 赤穂市における安定した雇用を創出する	1. 雇用対策 2. 地域産業の競争力強化（業種横断的取組） 3. 地域産業の競争力強化（分野別取組）
2. 赤穂市への新しいひとの流れをつくる	1. 地方移住の推進と情報発信の強化 2. 地方拠点強化 3. 地域資源を活用した交流の促進
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1. 結婚・出産・子育ての支援 2. 若い世代（女性）の仕事と生活の調和
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、地域と地域を連携する	1. 地域連携によるまちづくりの推進 2. 地域連携による経済・生活圏域の形成 3. 防災・減災対策の推進 4. 既存ストックのマネジメント強化 5. 地域ブランド力の推進

1 赤穂市における安定した雇用を創出する

(1) 基本目標への取り組み

就業率は減少傾向にあり、特に男性の就業率が低下している状況にあります。年代別に見た場合、男女ともに20歳代の完全失業率が全国や兵庫県に比べて高い状況にあります。

また、事業所数は減少傾向にあり、本市の中心産業である製造業においても事業所数が減少している状況にあります。

そして、転入・転出の状況を年齢別にみると、20～39歳の年代で転出が転入を大きく上回っており、特に20歳代の転出者が多くなっています。

このため、若年層を中心とした転出者を減少させ、定住者の増加をめざし、市内での就業機会を拡大し、安定した雇用を確保するよう取り組みます。

基本目標の指標

就業者数 23,450人 (H22: 21,780人)

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

基本的方向1 雇用対策

地域の実情に応じた多様な雇用を創出するとともに、若者、女性、障がいのある人などすべての就労を希望する方への就労の支援に取り組みます。

基本的方向2 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

実需者と生産者のマッチングするため、商工連携に意欲ある農業者・漁業者の生産物をデータベース化し、加工等を行う商工業者への情報提供を行い、農商工連携の推進に取り組みます。

基本的方向3 地域産業の競争力強化（分野別取組）

塩の商品開発や農林水産物のブランド化を通じて地域産業の競争強化に取り組みます。また、市内の空き店舗等を利用した新規参入を促進するため、「赤穂市中小企業経営安定資金融資制度」の見直しを行い、地域商業の対策に取り組みます。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

基本的方向1 雇用対策

【施策①】地域の雇用対策

KPI（重要業績評価指標）

就業率 56.1%（H22：50.1%）

施策の内容	
1) 郷土食や特産品への取り組み	⑨ 地域で活動してきた女性の経験と能力を活かして、地元産の食材を使用した新たな特産品や郷土食の提供など「食」に関する女性の雇用を促進する。
2) 農業への企業参入	⑩ 高齢化と後継者不足を補うため、企業を誘致し、地域住民と協働して、耕作放棄田の整備、新たな雇用の創出に取り組む。
3) 結婚・育児等により退職した女性の再就職の促進	<p>⑩ 兵庫県立男女共同参画センターやハローワークが実施する就業相談や職業訓練、各種セミナー開催に関する情報の提供。</p> <p>⑩ 仕事と子育てや介護との両立のための法制度やサービスの周知啓発。</p> <p>⑨ 仕事と子育てや介護との両立支援に積極的な企業、多様な勤務制度を導入している企業の取組事例を情報発信。</p> <p>⑨ 妊娠・出産・育児のために離職し、再就職を希望する女性を一定期間以上雇用した事業所への助成。</p>
4) 直売所等の設置支援	<p>⑩ 赤穂市の農林水産物の直売・加工のための拠点整備を支援する。</p> <p>⑩ これにより、新たな雇用を創出するとともに、新たな販路の開拓や、地域ブランドの創出、農商工連携、及び6次産業化の促進を図る。</p>
5) 女性の起業支援	⑨ 女性中心の会社を作ることへの支援。

⑨は新規事業、⑩は継続事業、⑩は拡大事業を示しています。以下、同様です。

【施策②】 農業・漁業の担い手確保と育成

KPI（重要業績評価指標）	認定農業者数 25人（H26：22人）
	新規就農者数 4人（H26：2人）
	漁業従事者数 74人（H26：72人）

施策の内容	
1) ひと・農地・農機具プラン	⑨ 新たに起業する農業者への支援充実を図るため、「人・農地プラン」を活用して耕作地等の「農地」を提供し、地元の「ひと（農家）」が気候や水利を教示し、営農に関わることに加え、使用しなくなった「農機具」を提供（斡旋）して、就農しやすい環境を促進する。
2) エコファーマーへの支援	⑨ 環境への負担の低減を進めるとともに、より安全・安心な農産物の生産拡大を図るため、農薬・化学肥料の低減への取り組みを支援する。
3) 空農地・耕作放棄地のデータベース化	⑨ 新規就農希望者への情報提供のため、就農可能な農地や、農地の基礎的情報（水利・基盤整備の有無、交通の便、土壌の状況、獣害の有無等）をデータベース化する。（人・農地プラン、農地中間管理事業とも連携して実施）
4) 漁業経営の安定化推進	⑨ 漁船保険・漁業共済の掛け金助成による不測の事態への対応を図るとともに、直売所の設置を支援し、魚価の安定化・高付加価値化を促進し、漁業の魅力向上を図る。

【施策③】 障がいのある人の就労活動を通じた自立の促進

KPI（重要業績評価指標）	障害者就労施設からの物品調達額 1,600,000円 （H26：1,456,800円）
---------------	--

施策の内容	
1) 障害者就労施設等からの調達の推進	⑨ 「障害者優先調達推進法」に則り、障害者就労施設への優先的な発注の促進。

基本的方向 2 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

【施策①】 農商工連携の推進

KPI（重要業績評価指標）

生産者・加工業者のマッチングした利用者数 30人

施策の内容	
1) 実需者、生産者のマッチング推進	⑨ 農商工連携に意欲ある農業者・漁業者の生産物をデータベース化し、加工等を行う商工業者への情報提供を行う。

基本的方向 3 地域産業の競争力強化（分野別取組）

【施策①】 地域産業の競争力強化

KPI（重要業績評価指標）

農林水産物ブランド化取組件数 5件

赤穂緞通伝承者の育成

施策の内容	
1) 塩の商品開発の推進	⑨ 赤穂の塩を使用した新商品を開発し、新たな雇用の創出を行う。
2) 農林水産物のブランド化推進（6次産業化含む）	⑩ 地域の特色を活かした農林水産物の生産、加工品の製造を推進し、観光と連携し積極的なPR活動を行う。
3) 赤穂緞通を地場産業として育成	⑩ 地場産業としての情報発信、伝承者の確保・育成、及び赤穂緞通の発展・成長（製造、販売等）を支援する。

【施策②】 地域商業の対策

KPI（重要業績評価指標）

「赤穂市中小企業経営安定資金融資制度」を活用した空き店舗の新規利用件数の増加

施策の内容	
1) 地域商業への支援事業	⑩ 新規参入する人への「赤穂市中小企業経営安定資金融資制度」の見直しを行い、地域経済の活性化を支援する。
2) 商店リフォーム助成	⑨ 既存店舗のリフォーム助成。

2 赤穂市への新しいひとの流れをつくる

(1) 基本目標への取り組み

全国と同様、本市においても人口減少が進んでいます。社人研の推計では、人口ビジョンの最終年である平成 72 (2060) 年には 28,624 人と約半分程度まで人口が減少すると見込まれ、人口減少に待ったなしの状況にあります。

本市では、これまでも子育て世代の方、年配の方にとっても“住むのにちょうどいいまち赤穂”を PR し、定住施策を進めてきています。また、50~60 歳代になってから本市に移り住まれた方や U ターンされた方などの親睦会「穂愛留 (ほめーる)」と連携し、定住促進 PR を進めています。

今後も、移住を希望する方へのサポートをさらに充実するとともに、赤穂の魅力をこれまで以上に情報発信して、移住希望者を増やしていくよう取り組みます。同時に、地域での良質な雇用を確保するため企業の地方拠点強化や観光振興によりひとの流れをつくることをめざします。

基本目標の指標

社会増減 (転入者数 - 転出者数) -56 人 (H26: -189 人)

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

基本的方向 1 地方移住の推進と情報発信の強化

移住のための情報の一元化や赤穂市への移住者のための支援体制の整備を図り、ワンストップで様々な移住相談に対応します。また、移住・定住者には、住宅費用や通学費用の助成を通じて負担を軽減します。

そして、移住を推進するため、体験型観光の育成やふるさと納税特典品の拡充を通じて、本市の魅力発信に取り組みます。

基本的方向 2 地方拠点強化

本市への企業誘致や本社機能の移転に対する積極的な働きかけ、拠点強化に取り組みます。

基本的方向 3 地域資源を活用した交流の促進

農水産物オーナー制や観光の振興など、地域資源を活用した交流の促進に取り組みます。観光では、「あこう元禄“しお”回廊プロジェクト」「旧赤穂上水道完成 400 年記念プロジェクト」などのプロジェクトや中心市街地の歩行者天国によりにぎわいの創出をめざします。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

基本的方向 1 地方移住の推進と情報発信の強化

【施策①】 地方移住の推進

KPI (重要業績評価指標)	定住支援策による転入者数 175 人/年 (H26: 156 人/年)
	住宅取得助成件数 132 件/年 (H26: 35 件/年)
	新婚世帯家賃助成件数 50 件/年 (H26: 51 件/年)

施策の内容	
1) お試し滞在住宅等の貸出体制の整備	⑨ お試し暮らし住宅として、移住希望者に一定期間貸し出す。
2) 定住・移住の専門相談員の配置	⑨ 様々な定住相談に応えられるように、定住支援員を配置する。
3) 定住支援策の推進	⑩ 市外からの転入者増及び市外への流出者減を図るため、「転入者定住支援金交付事業」、「新婚世帯家賃助成事業」、「若者世帯住宅取得支援金交付事業」の推進を図る。 ⑨ 金融機関による「定住支援推進事業」の交付対象者に対する住宅取得に係る融資金利の優遇(中古住宅も含む)。 ※市の「転入者定住支援金交付事業」、「若者世帯住宅取得支援金交付事業」の交付対象者として認定されることを条件とする。
4) 大学新卒者の雇用奨励による移住の促進	⑩ 市外からの大学新卒者(新卒、1年経過から最大2年間)の転入者を雇用した企業に対し、雇用奨励金の支給をし、地方移住の推進をする。
5) 空き家・市営住宅活性化の推進	⑨ 市が関西福祉大学と連携し、学生に空き家・市営住宅に住んで地域貢献活動をしてもらうことで、地域の活性化や市営住宅への入居を促進するため、住宅費用、通学費を一部助成。 ・助成内容 家賃、通学費の一部助成 ・条件 -空き家・市営住宅に2人以上のルームシェアにより居住すること -居住に際し、市に住民登録をすること -関西福祉大学に所属し、大学から推薦を受けていること -地域の活性化を目的に、地域貢献活動を実施すること

【施策②】 赤穂の魅力発信

KPI（重要業績評価指標）	情報発信力（メディアの種類拡大、コンテンツの充実、事業数の増大）の強化
---------------	-------------------------------------

施策の内容	
1) 体験型観光の育成	<p>⑨ 四季折々、山や海の自然と魅力満載の赤穂を満喫していただく体験型ツアーを JR や旅行会社とタイアップして実施。</p>
2) ふるさと納税特典品の拡充	<p>⑩ ふるさと納税者に還元する地場産品を観光産業全般の協力を得て、さらに多様化した魅力発信事業とする。</p>
3) 情報発信の強化	<p>⑨ メディアの活用拡大、Facebook 等活用、情報発信数の拡大。</p> <p>⑩ 住みやすい環境、子育て、全国的に安い水道料金など、行ってみたい、住んでみたい赤穂の魅力の情報発信を強化する。</p>

基本的方向 2 地方拠点強化

【施策①】 企業の地方拠点強化

KPI（重要業績評価指標）	製造業事業所数（従業者4人以上の事業所） 104 事業所（H26：99 事業所）
---------------	---

施策の内容	
1) 企業誘致の促進	<p>⑩ 産業構造の変化に対応し、活力あるしなやかな産業構造を構築するため、積極的な企業誘致を進める。さらに、民間の未活用工場用地等を含めた企業立地・優遇制度の充実を図る。</p>
2) 本社機能受入の促進	<p>⑨ 兵庫県条例の改正に伴い、市の関係条例、規則、補助金交付要綱等を改正する。企業の地方拠点強化税制（地域再生計画の策定）への対応が必要。</p> <p style="margin-left: 20px;">①本社機能受入促進策を盛り込んだ地域再生計画の策定</p> <p style="margin-left: 20px;">②市における本社移転への支援策の検討</p>

基本的方向 3 地域資源を活用した交流の促進

【施策①】 農水産物オーナー制

KPI（重要業績評価指標）

農水産物オーナー制の制度数 3 制度

施策の内容

1) 農水産物のオーナー制の実施 **④** 米、枝豆等の農産物、カキ等の水産物のオーナー制を推進する。※みかんで既に一部実施済み

【施策②】 観光振興の推進

KPI（重要業績評価指標）

観光入込客数

2,080,000 人/年（H25：1,500,000 人/年）

施策の内容

1) 地域の観光資源の有効活用とPRの推進	<p>④ クーポン券付観光パンフレットの作成とPR（観光協会、市内飲食店、土産物店との協力が必要）。</p> <p>④ 観光体験施設の創出（大人数収容可能施設の整備）。</p> <p>④ 赤穂の名産を利用した加工品の創作支援。</p> <p>④ 教育・研修旅行への対応（市外・県外からの小中学生を対象とした体験学習の創出とPR）。</p> <p>④ 四季折々の観光（赤穂の祭等）情報誌作成の支援・充実。</p> <p>④ 観光情報等を網羅したスマートフォンアプリの開発。 ※観光名所へのナビゲーション機能やAR機能（拡張現実）の開発</p> <p>④ 外国人旅行者（インバウンド）への対応。</p> <p>④ スポーツツーリズムを意識した対応（滞在中のおもてなしの充実と宿泊施設の斡旋など）。</p>
2) あこう元禄“しお”回廊プロジェクト	<p>④ 赤穂海浜公園を拠点とした観光ルートの整備。</p>
3) 旧赤穂上水道完成400年記念プロジェクト	<p>④ 名水百選「千種川」の水を利用したPR。</p> <p>④ ウォーキングイベントの開催。</p> <p>④ 記念シンポジウムの開催。</p>
4) 歩行者天国による中心市街地のにぎわい創出	<p>④ お城通りの一面を歩行者天国として、各種イベント、オープンカフェ等が自由に使用し、にぎわいを図る。</p>
5) トレッキング・ウォーキングコース整備	<p>④ コース・駐車場の整備、マップ化。</p>

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 基本目標への取り組み

本市の合計特殊出生率はこれまで全国や兵庫県よりも高い水準で推移していましたが、平成 22 (2010) 年では 1.40 と全国・兵庫県平均と同水準まで低下して、出生数自体も減少傾向にあります。また、婚姻率は全国・兵庫県に比べ低く、晩婚化が進んでいる状況にあります。

今後も人口は右肩下がりと言われる中、本市も人口減少は免れない状況にあります。人口シミュレーションの結果から、早い段階で合計特殊出生率を上昇させることが人口減少を緩やかにすることにつながり、一定規模の人口を確保することにつながる事が分かります。

このため、子育て支援の充実をはじめ、若者の雇用対策や仕事と子育てが両立できる雇用環境を通じて、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるよう取り組みます。

基本目標の指標	合計特殊出生率※ 1.55 (H22 : 1.43)
	婚姻率 (人口千人対) 4.5‰ (H25 : 3.7‰)

※厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

基本的方向 1 結婚・出産・子育ての支援

病後児保育、幼稚園 3 歳児保育、情報提供機能の強化、子育てに関わる経済的負担の軽減等を通じて、質・量ともに子育て支援制度・サービスを向上させるよう、子ども・子育て支援の充実に取り組みます。

そして、子育て世代が仕事と子育ての両立を実現できるよう、イクメン講座や女性の再雇用を通じて、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。

また、若者の成婚の増加をめざして、赤穂市社会福祉協議会による「出会いの広場事業」、東備西播定住自立圏事業による「縁結び事業」、ひょうご出会いサポートセンターによる「ひょうご縁結びプロジェクト」等を活用して、結婚のきっかけづくりに取り組みます。

基本的方向 2 若い世代 (女性) の仕事と生活の調和

働く希望のある女性が働けるよう、結婚・育児等により退職した女性の再就職や女性による起業支援に取り組みます。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

基本的方向 1 結婚・出産・子育ての支援

【施策①】 子ども・子育て支援の充実

KPI (重要業績評価指標)	子育てしやすい環境にあると思う人の割合 71.7% (H26: 57.1%)
	幼稚園・保育所等の利用率 ・0~2 歳児 20% (H26: 12.1%) ・3 歳児 70% (H26: 26.9%) ・4~5 歳児 100% (H26: 99.5%)
	インフルエンザ予防接種率 80%

施策の内容	
1) 病後児保育の実施	⑨ 保護者の事情により、どうしても家庭で保育できない病児、病後児を保育するための環境の整備。
2) 児童手当の充実	⑩ 中学生を対象に第3子以降の児童手当に月額 5,000 円の上乗せ支給。
3) 保育料の負担軽減	⑨ 第3子以降の児童の幼稚園・保育料の無償化。 ⑩ 幼稚園、保育所保育料の 10%軽減。
4) 出産祝金、入学祝金の支給	⑩ 第3子以降を対象とした出産祝金、並びに小中学校入学祝金の支給。
5) 一時預かり事業の充実	⑩ 赤穂すこやかセンターを新設し、新たな市民のニーズに対応する乳幼児一時預かり事業を実施。
6) 子育てに関する情報提供機能の推進	⑩ 広報やホームページ等での情報提供を充実し、子育て支援情報の周知を図る。
7) 幼稚園3歳児保育の実施	⑨ 公立幼稚園において3歳児保育を実施。
8) 認定こども園の設置	⑨ 幼稚園型認定こども園への移行による質的向上を図る。
9) 子どものインフルエンザ予防接種助成	⑨ 毎年、季節性インフルエンザの流行により、市内小学校・幼稚園で学級閉鎖が発生している。教育現場への影響のみならず、子どもがインフルエンザに罹患すると、回復に時間がかかり、看病する家族、特に母親に負担がかかる。 本件助成は、子どもの感染症予防だけでなく、働く母親が看病で仕事を休んだり、感染するリスクを低減し、働く女性（母親）を支援する施策としての側面からも有用であると考え。 ・助成対象：生後6か月～小学6年生 ・助成額： 予防接種費用の一部助成
10) 医療費実質自己負担の軽減	⑨ 高校生の医療費実質自己負担の助成。(入院のみ)

【施策②】 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

KPI（重要業績評価指標）	子育て講座等への父親参加率の向上
	子どもへの多様な学習機会の提供

施策の内容	
1) イクメン講座の実施	<p>⑨ 仕事と子育ての両立のため、子育てに男性も女性も参加する男女共同参画の意識や、女性の子育てに対する理解や支援を高めるため、妊娠から出産までの期間に、男性を対象とした子育て講座を開催する。 （母子手帳交付時に参加を呼び掛ける。妊婦への配慮、親になるための知識や技能（入浴、オムツ交換など）習得など。）</p>
2) 体験型学習の推進	<p>⑩ 自然に恵まれた赤穂市の良さを感じてもらうために、こどもエコクラブ（自然体験学習）をHP等で大いにPRする。</p>
3) 学校教育環境の充実	<p>⑪ 学校教育の充実、教育備品・ICTの整備、全市的部活動の取り組み。</p>

【施策③】 若者の結婚のきっかけづくりの推進

KPI（重要業績評価指標）	結婚支援事業の利用者数の増加
---------------	----------------

施策の内容	
1) 各種事業を活用した結婚のきっかけづくりの推進	<p>⑫ 赤穂市社会福祉協議会「出会いの広場事業」、東備西播定住自立圏事業による「縁結び事業」、ひょうご出会いサポートセンター「ひょうご縁結びプロジェクト」等の事業を活用して、若者の結婚のきっかけづくりを推進する。</p>

基本的方向 2 若い世代（女性）の仕事と生活の調和

【施策①】 女性の雇用確保と起業の支援

KPI（重要業績評価指標）

赤穂女性チャレンジひろばの積極的な活用

施策の内容	
1) 結婚・育児等により退職した女性の再就職の促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 兵庫県立男女共同参画センターやハローワークが実施する就業相談や職業訓練、各種セミナー開催に関する情報の提供。 ⑧ 仕事と子育てや介護との両立のための法制度やサービスの周知啓発。 ⑨ 仕事と子育てや介護との両立支援に積極的な企業、多様な勤務制度を導入している企業の取組事例を情報発信。 ⑨ 妊娠・出産・育児のために離職し、再就職を希望する女性を一定期間以上雇用した事業所への助成。
2) 女性の起業支援【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 女性中心の会社を作ることへの支援。

4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るために、地域と地域を連携する

(1) 基本目標への取り組み

本市は、播磨圏域連携中枢都市圏や東備西播定住自立圏に参加し、地域連携による経済・生活圏域の形成に努めていますが、一方で、市内の空き家率は16.3%（平成25（2013）年）で、県内14位で高いものとなっています。今後、広域による市町連携、市内における地域連携によるまちづくりを推進し、地域を活性化して安心なくらしを守っていくことが重要です。

このため、広域による連携をさらに充実するとともに、市内における地域と地域が連携できる環境づくりを推進し、地域連携によるまちづくりに取り組みます。

基本目標の指標	広域市町連携による協定分野数 31 分野（H26：7 分野）
	空き家・空き店舗の新たな補助制度の創設
	公共交通を利用した地域間交流人口 40,000 人／年（H26：36,294 人／年）

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

基本的方向 1 地域連携によるまちづくりの推進

集落・地区毎に点在する様々な資源を線で結んだウォーキングMAPの作成など、地域資源の連携活用に取り組むとともに、歴史文化遺産と自然環境を活用した駅周辺の開発、地域の特色を活かした特産物の生産等を通じてまちづくりに取り組みます。また、コミュニティバス、デマンドタクシーなどの交通手段を充実して地域連携がしやすい環境の整備に取り組みます。

基本的方向 2 地域連携による経済・生活圏域の形成

姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏に参加し、連携事業を実施して、播磨圏域連携中枢都市圏の形成に取り組みます。また、東備西播定住自立圏形成推進事業を充実し、生活機能やネットワーク等の強化を図るため、東備西播定住自立圏の形成に取り組みます。

基本的方向 3 防災・減災対策の推進

安心なくらしを守るため、赤穂市地域防災計画に基づき、避難所等防災施設の充実強化、消防施設の充実強化に取り組みます。また、災害時における情報収集・伝達体制を充実するため、防災情報システムを整備します。

基本的方向 4 既存ストックのマネジメント強化

市内の空き家を解消するため、空き家情報バンク等の住宅情報の提供体制を充実するとともに、空き家への入居者に対する補助制度を創設し、空き家対策に取り組みます。

基本的方向 5 地域ブランド力の推進

忠臣蔵サミットや赤穂義士祭等を充実し、地域ブランド力の推進に取り組みます。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

基本的方向 1 地域連携によるまちづくりの推進

【施策①】 地域資源の連携活用

KPI (重要業績評価指標)	観光マップ化取組地区数 2 地区
	赤穂緞通伝承者の育成【再掲】

施策の内容	
1) 地域資源の再発掘と有効活用の促進	④ 集落・地区毎に点在する様々な資源（遺跡・建造物・レクリエーション施設）等を線で結んだウォーキングMAPの作成。
2) 赤穂緞通を地場産業として育成【再掲】	④ 地場産業としての情報発信、伝承者の確保・育成、及び赤穂緞通の発展・成長（製造、販売等）を支援する。

【施策②】 過疎化が進む地域における小さな拠点の形成

KPI (重要業績評価指標)	コミュニティバス利用者数 37,000 人/年 (H26: 36,294 人/年)
	デマンドタクシー利用者数 3,000 人/年

施策の内容	
1) 地域間の交通手段の充実	④ コミュニティバスの運行を充実し、周辺部と市街地の利便性を拡大させる。
	④ コミュニティバス等と接続するデマンドタクシーを運行し、周辺部と市街地の利便性を拡大させる。

【施策③】生活拠点としてののにぎわいの創出

KPI（重要業績評価指標）	駅周辺開発地区数 2地区
---------------	--------------

施策の内容	
1) 歴史文化遺産と自然環境を活用した駅周辺ののにぎわい創出に関する整備	<p>⑩ 坂越駅周辺地区（坂越駅周辺地区都市再生整備事業） 駐車場、レンタサイクル、観光案内板、道路、公園等の整備。</p> <p>⑩ 有年駅周辺地区（有年駅周辺地区都市再生整備事業） 駐車場、駐輪場、レンタサイクル、観光案内板、駅前広場、総合案内所、道路等の整備。</p>

【施策④】産地化の推進

KPI（重要業績評価指標）	産地化した特産品数 8品（H26：4品）
---------------	----------------------

施策の内容	
1) 産地化の推進	<p>⑩ 地域の特色を活かした特産物の生産、企業等と連携した契約栽培の推進。 （国施策の活用：経営所得安定対策 産地交付金）</p>

【施策⑤】都市部と農村地域の交流促進

KPI（重要業績評価指標）	交流地区数 7地区（H26：6地区）
---------------	--------------------

施策の内容	
1) イベントによる交流の促進	<p>⑩ 地域の特色を活かしたイベントの開催を支援し、市内外の都市部住民と、農村部住民との交流を促進する。 （既存事業：農村地域活性化推進事業）</p>

【施策⑥】 高齢者を見守る支えるネットワークの形成

KPI（重要業績評価指標）	赤穂市高齢者見守りネット協定書の締結事業者数 70事業所（H26：42事業所）
---------------	--

施策の内容	
1) 民間事業者との赤穂市高齢者見守りネット協定書の締結促進	⑧ 民間事業者と締結し、高齢者見守り体制の強化を図る。

基本的方向 2 地域連携による経済・生活圏域の形成

【施策①】 地域連携による経済・生活圏の形成

KPI（重要業績評価指標）	播磨圏域連携中枢都市圏形成協定分野数 22分野 東備西播定住自立圏形成協定分野数 9分野（H26：7分野）
---------------	--

施策の内容	
1) 播磨圏域連携中枢都市圏の形成	⑧ 姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏に参加し、連携事業を実施する。
2) 東備西播定住自立圏の形成	⑧ 東備西播定住自立圏形成推進事業を充実し、生活機能やネットワーク等の強化を図る。
3) 大学との連携による地域活性化事業の推進	⑧ 地域の活性化を目的に公私協力方式により誘致した関西福祉大学との連携による「地域活性化事業」など、住みやすいまちづくりに向けた取り組みを協働で実施する。

基本的方向 3 防災・減災対策の推進

【施策①】 防災・減災対策の推進

KPI（重要業績評価指標）	防災情報システムの整備
---------------	-------------

施策の内容	
1) 防災情報システムの整備	⑧ 防災行政無線及び赤穂市防災情報ネット（メール）、気象観測装置の運用。

【施策②】 避難所等防災施設の充実強化

KPI（重要業績評価指標）	防災備蓄物資及び防災備蓄庫の整備数 18 箇所
	避難所施設（小学校に限る）トイレ用水の整備数 10 箇所

施策の内容	
1) 防災備蓄物資及び防災備蓄庫の整備	<p>④ 最低限必要とされる食料・生活物資等の品目、必要数量について整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。</p> <p>④ 備蓄倉庫を設け、避難所の数や位置を考慮しつつ物資の分散備蓄に努める。なお、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。</p>
2) 避難所施設（小学校に限る）トイレ用水の確保	<p>④ 災害時に下水道施設が使用不能となった地域やその避難所等における災害用仮設トイレ用水の確保を図る。</p>

【施策③】 消防施設の充実強化

KPI（重要業績評価指標）	耐震性防火水槽 17 箇所（H26：10 箇所）
---------------	--------------------------

施策の内容	
1) 耐震性防火水槽の整備	<p>④ 赤穂市における安全・安心で快適な住環境と魅力ある生活環境を創造するため、耐震性防火水槽の整備を図る。</p>

基本的方向 4 既存ストックのマネジメント強化

【施策①】 空き家対策

KPI（重要業績評価指標）

空き家情報バンク登録件数 30 件（H26：6 件）

施策の内容	
1) 空き家の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ② 空き家情報バンク等住宅情報の提供などの体制整備。 ③ 空き家への入居者に対する補助制度の創設。 ④ 空き家に対するリフォーム助成。
2) 中心市街地空き店舗の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ④ 現在市内には多くのまちづくりを行っている団体があり、その多くに共通する課題は「集まる場所・荷物置き場」である。 中心市街地における空き家・空き店舗情報を市が管理（データベース化）し、週末にカフェを開店したい人や雑貨店を開くことができるアーティスト等に、アトリエのような形で利用してもらえるよう、民間団体、イベント業者などの利用者へ情報提供し、所有者との仲介役として支援する。 各団体の課題解消とともに、点として存在する団体を線として結び付け共同でイベントの実施などの企画にもつなげやすくなる。

基本的方向 5 地域ブランド力の推進

【施策①】 地域ブランド力の推進

KPI（重要業績評価指標）

忠臣蔵サミット参加加盟市区町
20 市区町（H26：13 市区町）

施策の内容	
1) 観光ブランドの強化	<ul style="list-style-type: none"> ④ 「元禄赤穂事件」のブランド化に向けての調査研究。 ② 忠臣蔵サミットの充実。 ④ 日本三大上水道と呼ばれる「旧赤穂上水道」の開通 40 年を記念した事業の展開【再掲】。 ② 赤穂義士祭の充実（観光客誘致に向けての企画運営、忠臣蔵ウィーク、前夜祭の充実）。

資料

赤穂市地方版総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少、流出に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある赤穂市を維持していくため、赤穂市地方版総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方版総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) 国等の地方創生に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (3) その他地方創生に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、12名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 産業・教育等の関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、地方版総合戦略の策定までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同がある場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、地方版総合戦略を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

赤穂市地方版総合戦略策定委員会名簿

No	選出区分	所属団体	役職	氏名	備考
1	産業	赤穂商工会議所	副会頭	成世 邦俊	副委員長
2		(一社)赤穂観光協会	事務局長代理	山野 隆行	任期:H27.6.25 まで
			事務局長	安田 哲	任期:H27.6.26 から
3		赤穂青年会議所	理事長	中村 友法	
4	赤穂農業後継者の会	会長	宮脇 信一郎		
5	学識	関西福祉大学	社会福祉学部長	平松 正臣	委員長
6		行政経験者	元市収入役	西 元男	
7	金融	みなと銀行 赤穂支店	支店長	吉川 英利	
8	労働	連合兵庫西播地域協議会 赤穂地区連絡会	会長	井上 昭彦	
9	市民	赤穂市PTA連合会	母親部会長	池坂 めぐみ	
10		赤穂市主任児童委員	—	山根 寿美子	
11	公募	公募市民	—	立花 三千男	
12		公募市民	—	汐江 美香	

事務局

部署	職名	氏名
市長公室	室長	高山 康秀
市長公室企画広報課総合戦略担当	課長	関山 善文
市長公室企画広報課総合戦略担当	係長	谷山 範雄

赤穂市地方版総合戦略策定検討委員会名簿

No	所属・役職	氏名	備考
1	市長公室長	高山 康秀	委員長
2	総務部長	田淵 智	副委員長
3	危機管理担当課長	平野 勝則	
4	企画広報課長	平野 佳秀	
5	秘書・企業立地担当課長	末井 善生	
6	市民対話課長	一二三 修司	
7	子育て健康課長	山野 良樹	
8	社会福祉課長	松本 久典	
9	産業観光課長	永石 一彦	
10	こども育成課長	山本 伊津子	

事務局

部署	職名	氏名
市長公室企画広報課総合戦略担当	課長	関山 善文
市長公室企画広報課総合戦略担当	係長	谷山 範雄

アンケート調査結果

1 調査の趣旨、実施方法等

■調査の趣旨

赤穂市人口ビジョン及び赤穂市総合戦略の策定にあたり、市内に住む若者・子育て世代、本市から転出された方、本市へ転入された方、市外在住者で市内の事業所で働いている方、市内事業所を対象に、定住の意向や現状における課題、今後取り組むべき方向性など多項目にわたる意識調査を実施しました。

■調査の方法

調査の種類	対象	調査方法と調査期間
①定住・結婚・出産に関するアンケート調査 (以下、「定住調査」)	平成 27 年7月1日現在で、20 歳以上 39 歳以下の市民	【方法】 郵送による配布・回収 【調査期間】 平成 27 年8月7日～平成 27 年8月 25 日
②転出者調査	平成 27 年7月1日現在で、本市から転出された 18 歳以上の人	
③転入者調査	平成 27 年7月1日現在で、本市に転入されてきた 18 歳以上の人	
④市外在住者調査	市外在住者で、市内の事業所で働いている人	
⑤市内事業所調査	市内の事業所で、従業者数が 21 人以上の事業所	

■配布・回収状況

調査の種類	配布数	回収数	うち無効票	有効回収数	有効回収率
①定住調査	1,500 件	396 件	0 件	396 件	26.4%
②転出者調査	1,030 件	175 件	0 件	175 件	17.0%
③転入者調査	1,500 件	557 件	0 件	557 件	37.1%
④市外在住者調査	750 件	216 件	0 件	216 件	28.8%
⑤市内事業所調査	75 件	41 件	0 件	41 件	54.7%

※無効票は、調査期間外に届いたものや白票などになります。

■集計結果の見方

- 表中の「n」は回答者数、「SA」は単数回答（1つだけ回答するもの）、「MA」は複数回答（2つ以上回答するもの）を示しています。
- 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超えます。

2 調査結果【①定住調査、②転出調査、③転入調査、④市外在住者調査】

(1) 回答者の属性

性別 SA

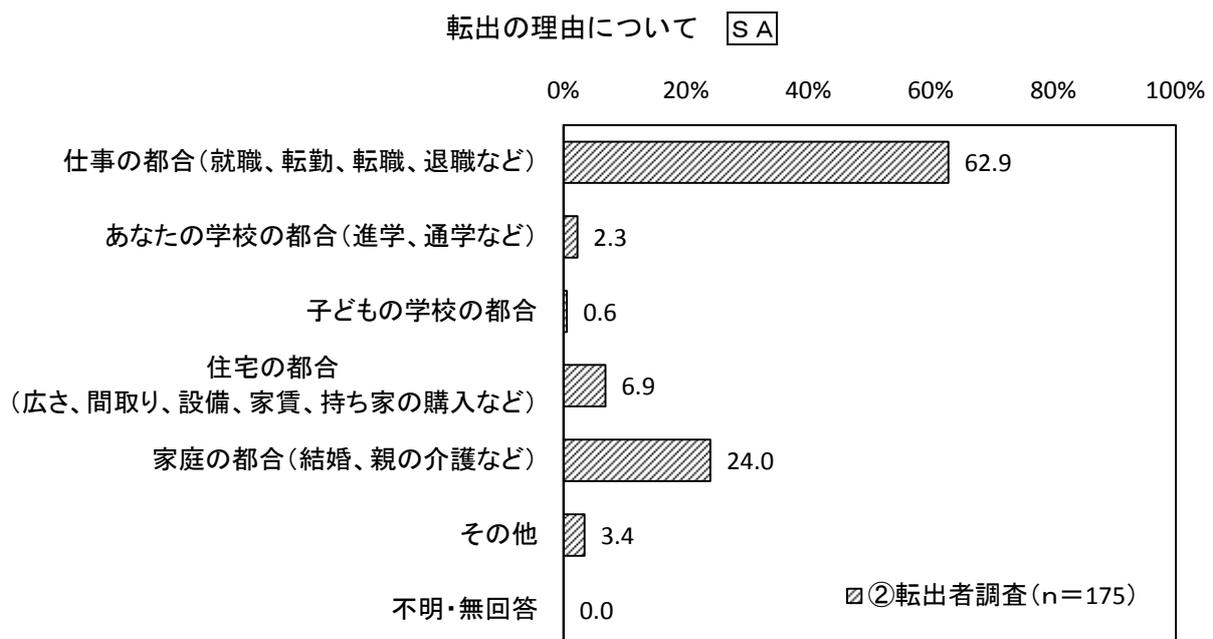
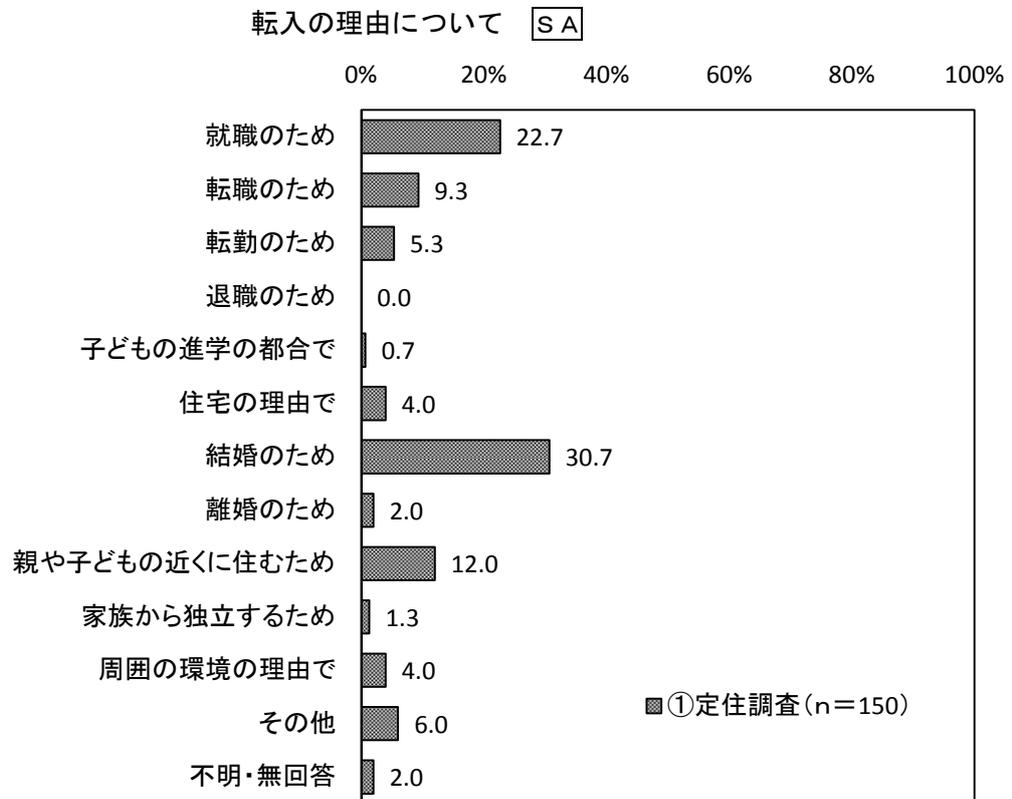
No	カテゴリ一名	①定住調査		②転出者調査		③転入者調査		④市外在住者調査	
		n	%	n	%	n	%	n	%
1	男性	160	40.4	117	66.9	220	39.5	160	74.1
2	女性	236	59.6	58	33.1	334	60.0	56	25.9
	不明・無回答	0	0.0	0	0.0	3	0.5	0	0.0
	全体	396	100.0	175	100.0	557	100.0	216	100.0

年齢 SA

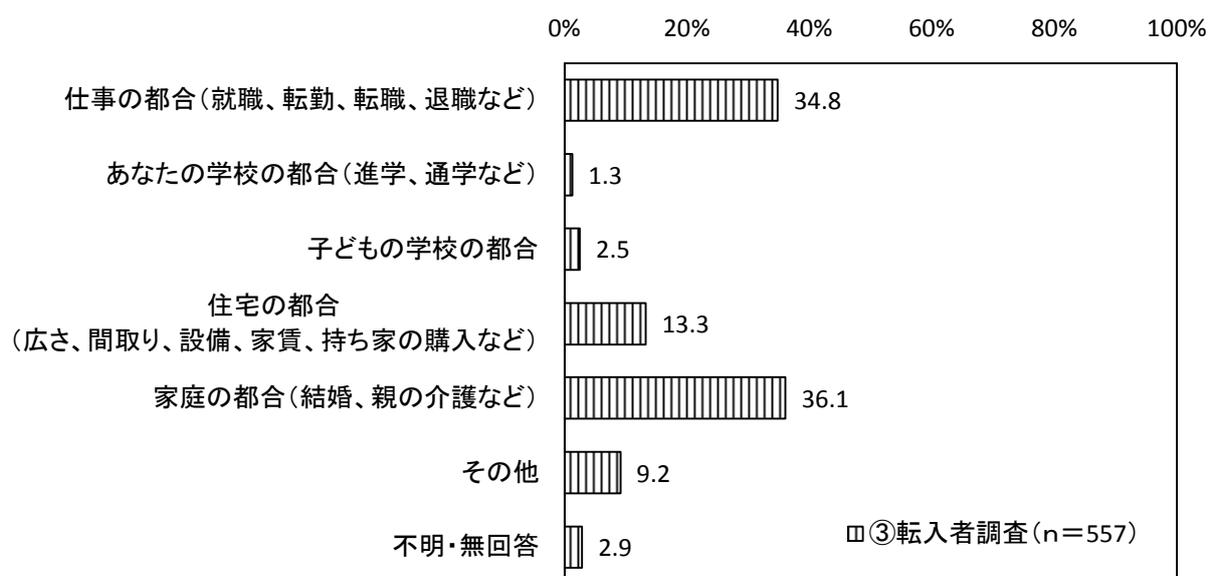
No.	カテゴリ一名	①定住調査		②転出者調査		③転入者調査		④市外在住者調査		
		n	%	n	%	n	%	n	%	
1	10代			1	0.6	7	1.3	6	2.8	
2	20代	20～24歳	67	16.9	43	24.6	49	8.8	36	16.7
		25～29歳	73	18.4						
3	30代	30～34歳	104	26.3	76	43.4	95	17.1	45	20.8
		35～39歳	150	37.9						
4	40代			52	29.7	128	23.0	72	33.3	
5	50代			3	1.7	79	14.2	44	20.4	
6	60代			0	0.0	99	17.8	12	5.6	
7	70代以上			0	0.0	98	17.6	1	0.5	
	不明・無回答	2	0.5	0	0.0	2	0.4	0	0.0	
	全体	396	100.0	175	100.0	557	100.0	216	100.0	

(2) 転出・転入

転出・転入の理由を尋ねたところ、定住調査・転出者調査・転入者調査ともに“仕事・就職”と“結婚・家庭の都合”への回答が多く、特に転出者調査では「仕事の都合」は60%台と多くなっています。



転入の理由について SA



(3) 転出した市町村と比較した赤穂市

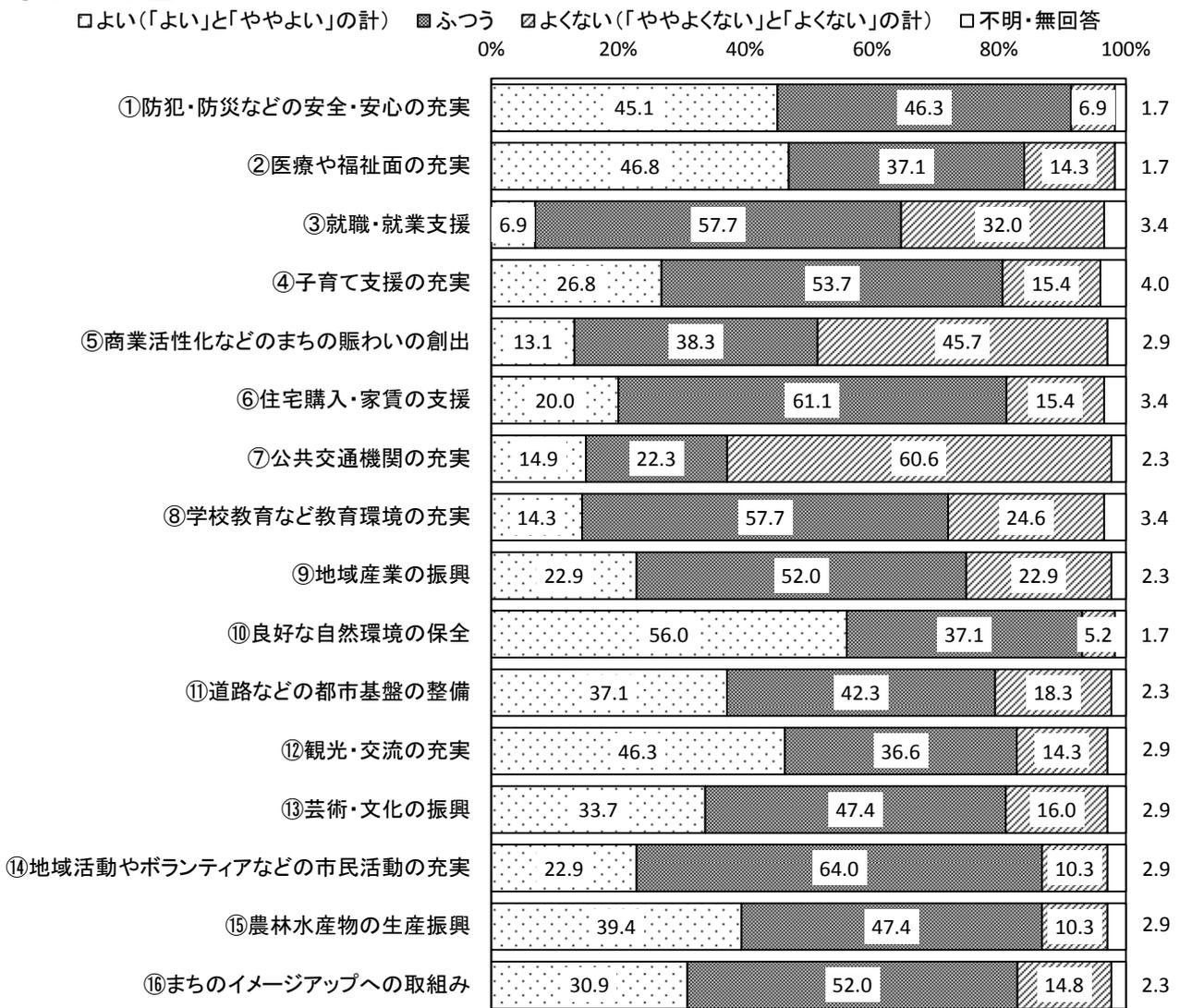
転出者調査で、転出した市町村と赤穂市を比べたとき、「よい」は「⑩良好な自然環境の保全」が56.0%で最も多く、次いで「②医療や福祉面の充実」が46.8%、「⑫観光・交流の充実」が46.3%となっています。

一方、「よくない」は「⑦公共交通機関の充実」が60.6%で最も多く、次いで「⑤商業活性化などのまちの賑わいの創出」が45.7%、「③就職・就業支援」が32.0%となっています。

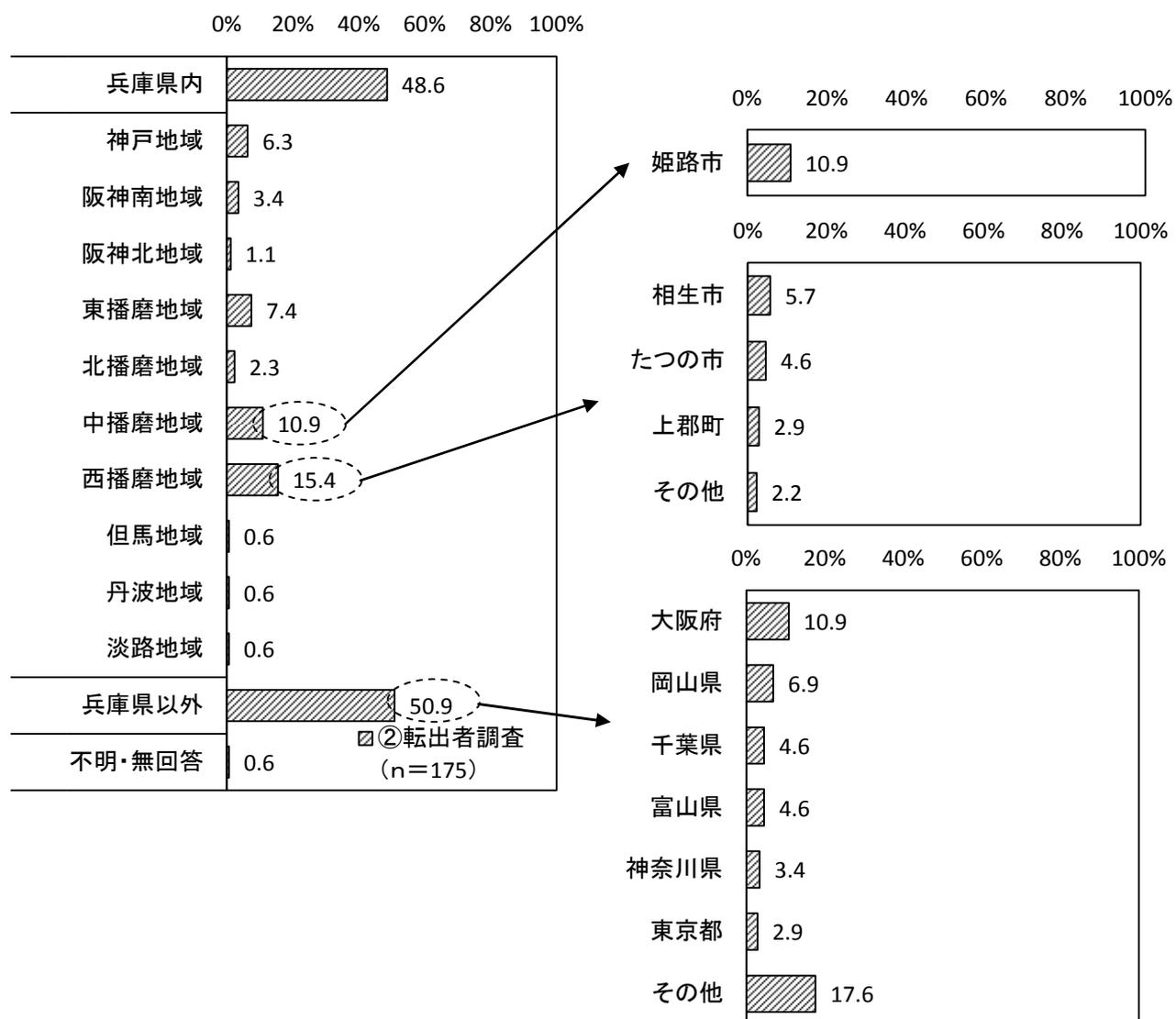
また、「よい」と「よくない」を比較し「よい」が10ポイント以上多い項目は「①防犯・防災などの安全・安心の充実」「②医療や福祉面の充実」「④子育て支援の充実」「⑩良好な自然環境の保全」「⑪道路などの都市基盤の整備」「⑫観光・交流の充実」「⑬芸術・文化の振興」「⑭地域活動やボランティアなどの市民活動の充実」「⑮農林水産物の生産振興」「⑯まちのイメージアップへの取組み」の10項目です。

転出した市町村と比較した赤穂市 SA

②転出者調査(n=175)



(参考) 転出先 SA



(4) 転入前の市町村と比較した赤穂市

転入者調査で、転入前の市町村と赤穂市を比べたとき、「よい」は「⑩良好な自然環境の保全」が53.5%で最も多く、次いで「②医療や福祉面の充実」が47.4%、「①防犯・防災などの安全・安心の充実」が43.8%となっています。

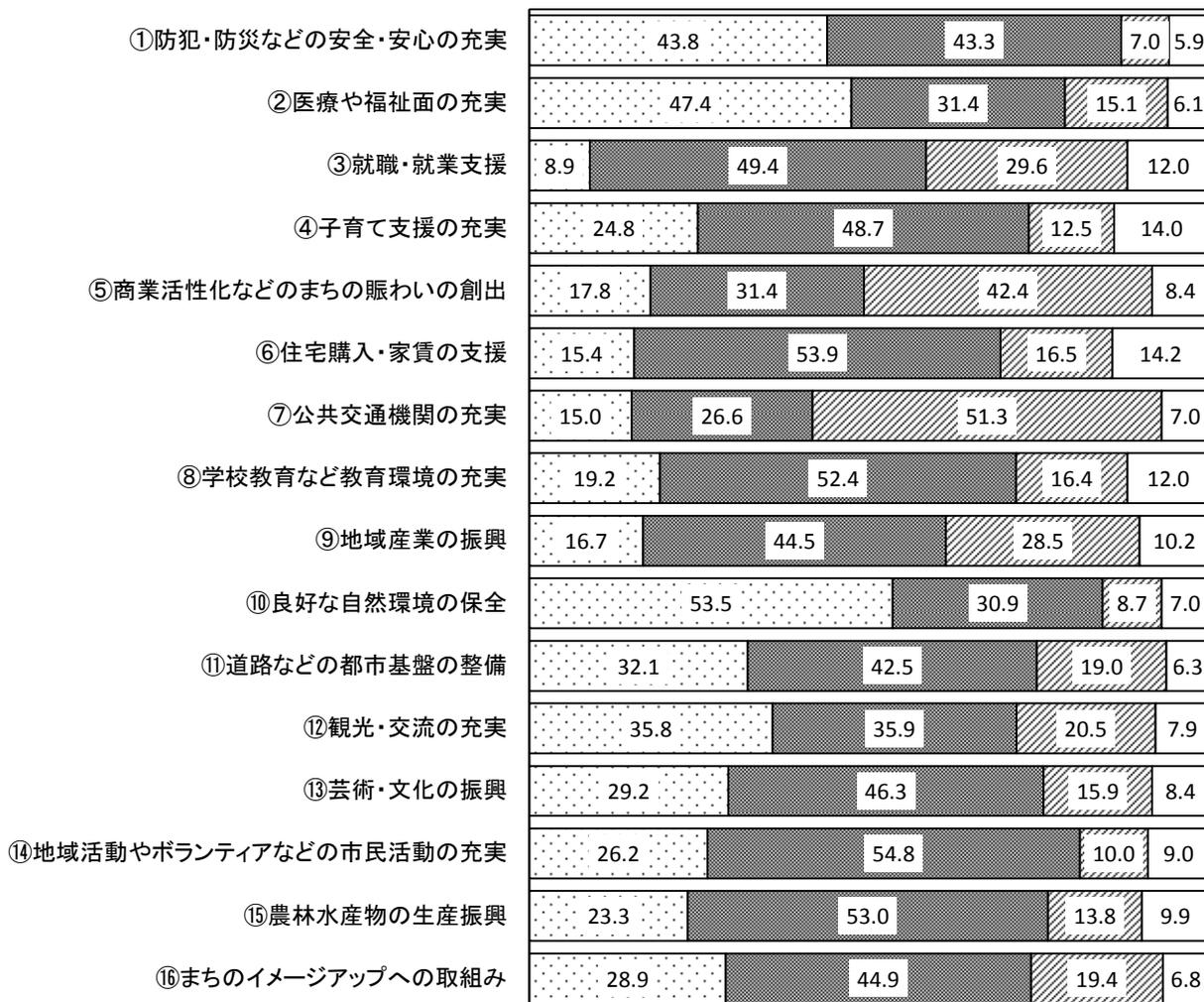
一方、「よくない」は「⑦公共交通機関の充実」が51.3%で最も多く、次いで「⑤商業活性化などのまちの賑わいの創出」が42.4%、「③就職・就業支援」が29.6%となっています。

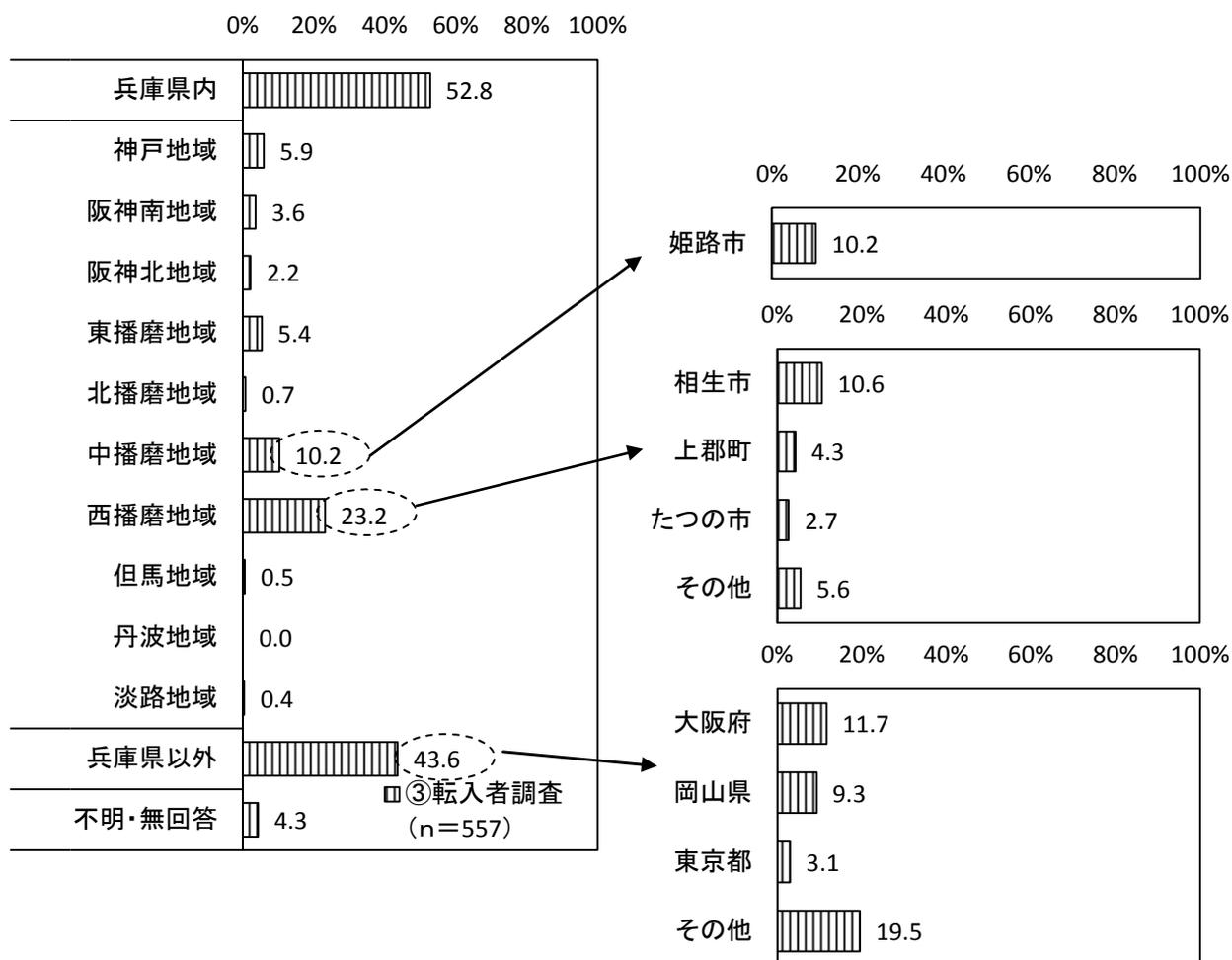
また、「よい」と「よくない」を比較し「よい」が10ポイント以上多い項目は「①防犯・防災などの安全・安心の充実」「②医療や福祉面の充実」「④子育て支援の充実」「⑩良好な自然環境の保全」「⑪道路などの都市基盤の整備」「⑫観光・交流の充実」「⑬芸術・文化の振興」「⑭地域活動やボランティアなどの市民活動の充実」の8項目です。

転入前の市町村と比較した赤穂市 SA

③転入者調査(n=557)

□よい(「よい」と「ややよい」の計) ■ふつう ▨よくない(「ややよくない」と「よくない」の計) □不明・無回答
0% 20% 40% 60% 80% 100%



(参考) 転入前の所在地 S A

(5) 現在住んでいる市町村と比較した赤穂市

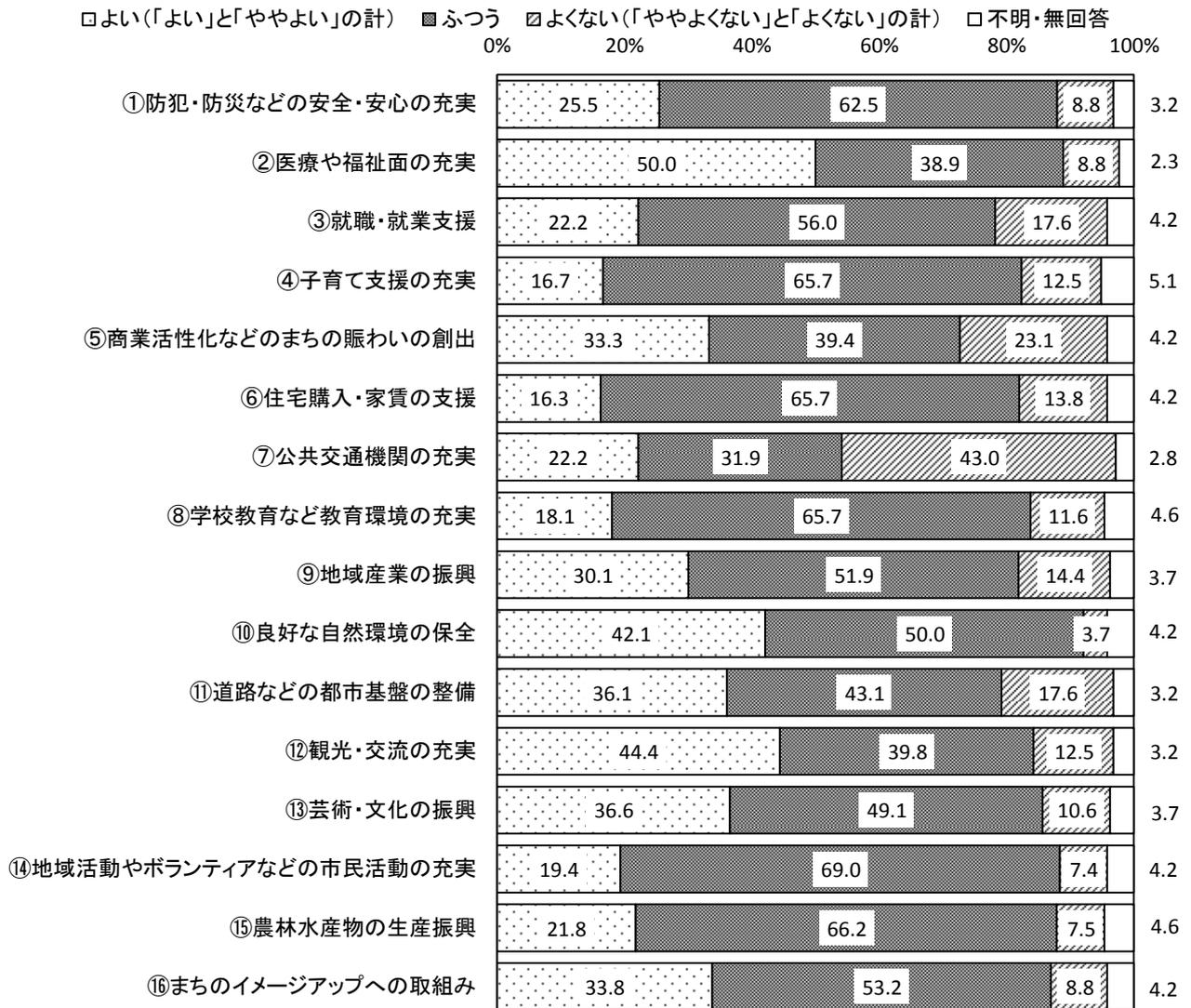
市外在住者調査で、現在住んでいる市町村と赤穂市を比べたとき、「よい」は「②医療や福祉面の充実」が50.0%で最も多く、次いで「⑫観光・交流の充実」が44.4%、「⑩良好な自然環境の保全」が42.1%となっています。

一方、「よくない」は「⑦公共交通機関の充実」が43.0%で最も多く、次いで「⑤商業活性化などのまちの賑わいの創出」が23.1%、「③就職・就業支援」「⑪道路などの都市基盤の整備」がともに17.6%となっています。

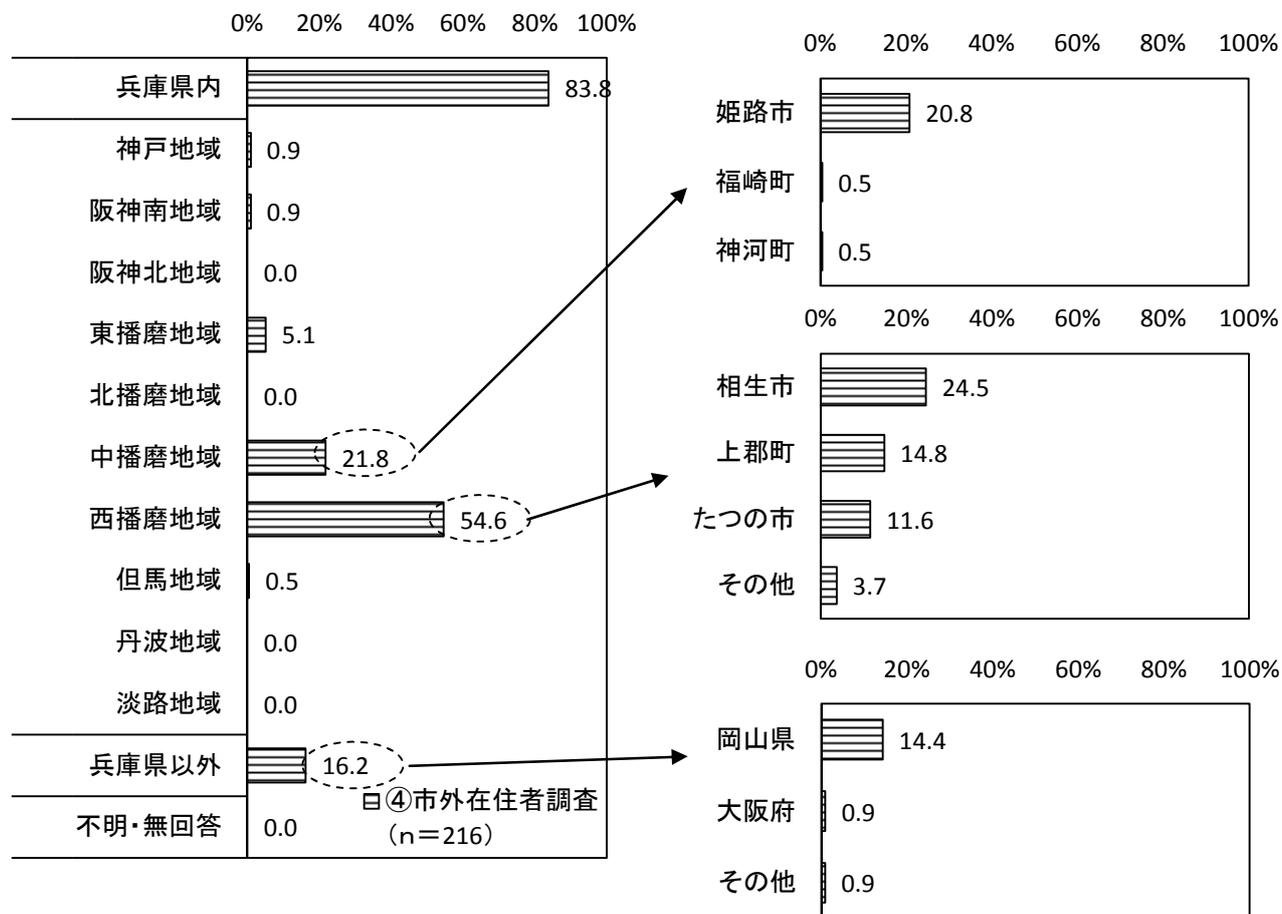
また、「よい」と「よくない」を比較し「よい」が10ポイント以上多い項目は「①防犯・防災などの安全・安心の充実」「②医療や福祉面の充実」「⑤商業活性化などのまちの賑わいの創出」「⑨地域産業の振興」「⑩良好な自然環境の保全」「⑪道路などの都市基盤の整備」「⑫観光・交流の充実」「⑬芸術・文化の振興」「⑭地域活動やボランティアなどの市民活動の充実」「⑮農林水産物の生産振興」「⑯まちのイメージアップへの取り組み」の11項目です。

現在住んでいる市町村と比較した赤穂市 SA

④市外在住者調査(n=216)



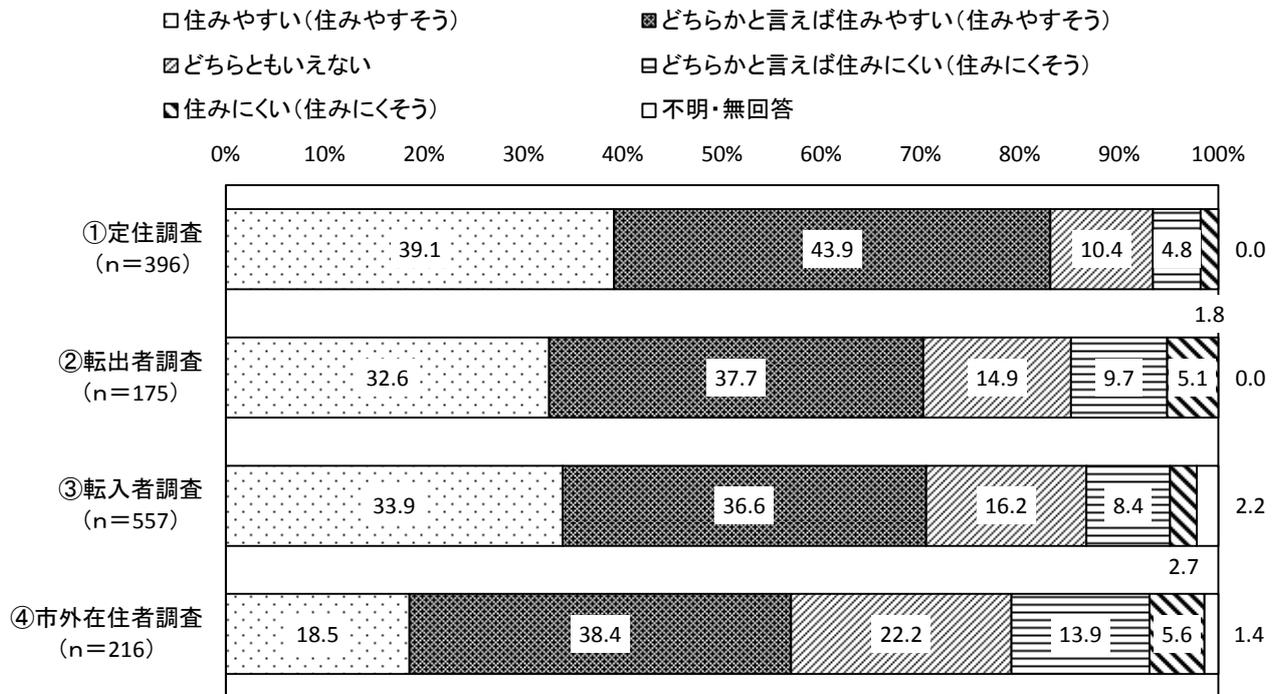
(参考) 市外在住者の所在地 SA



(6) 赤穂市の住みやすさ

赤穂市の住みやすさを尋ねたところ、4調査ともに“住みやすい(「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」の計)”が半数を超えており、特に定住調査では83.0%で多くなっています。

赤穂市の住みやすさ [SA]



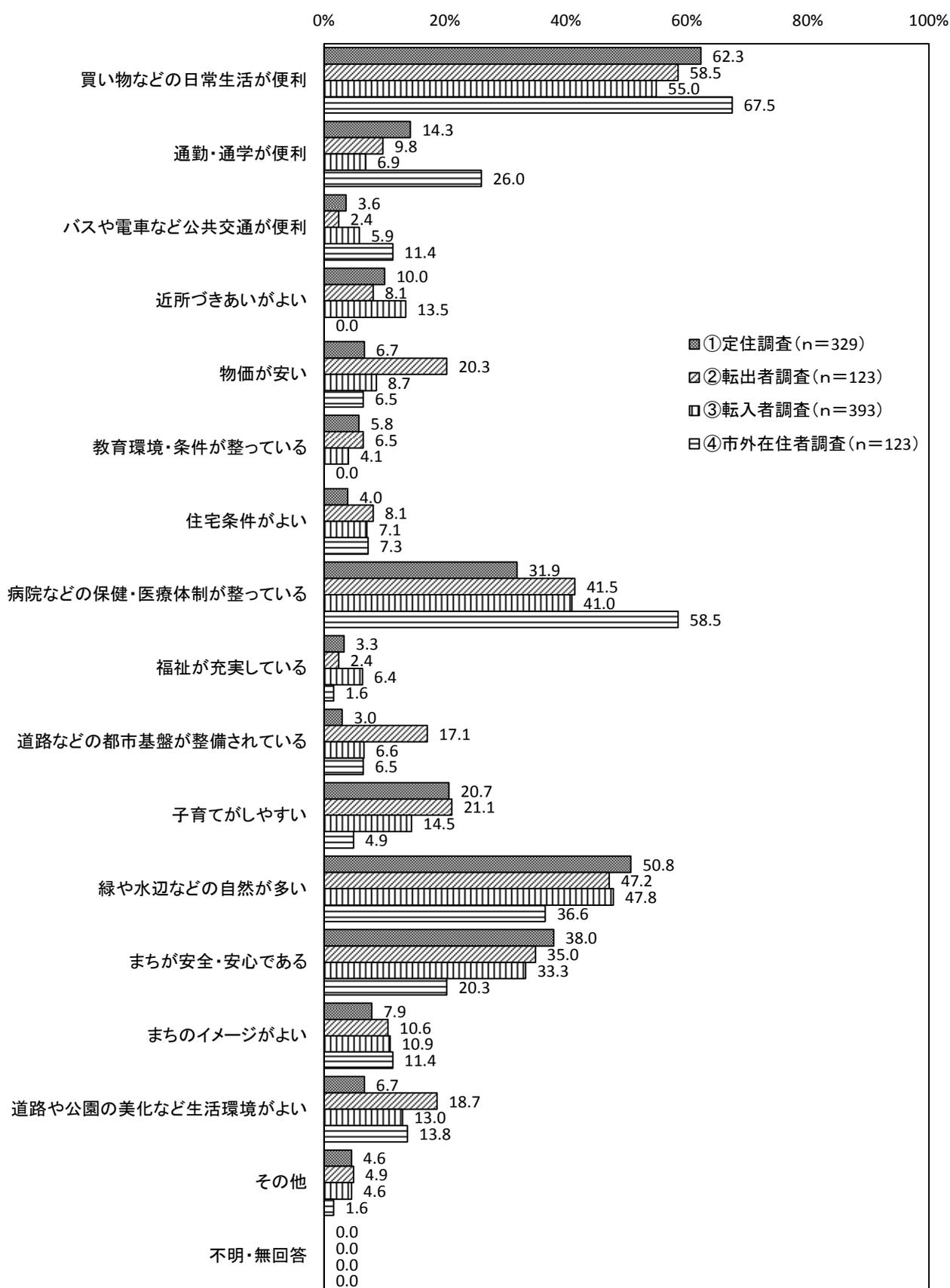
(7) 住みやすい理由と住みにくい理由

住みやすい(住みやすそう)と感じた理由は、「買い物などの日常生活が便利」は4調査ともに半数を超えて多く、また「病院などの保健・医療体制が整っている」「緑や水辺などの自然が多い」の3項目が主な理由となっています。「病院などの保健・医療体制が整っている」は市外在住者調査で半数を超えており、外から見た人のほうが保健・医療体制が整っていると感じています。

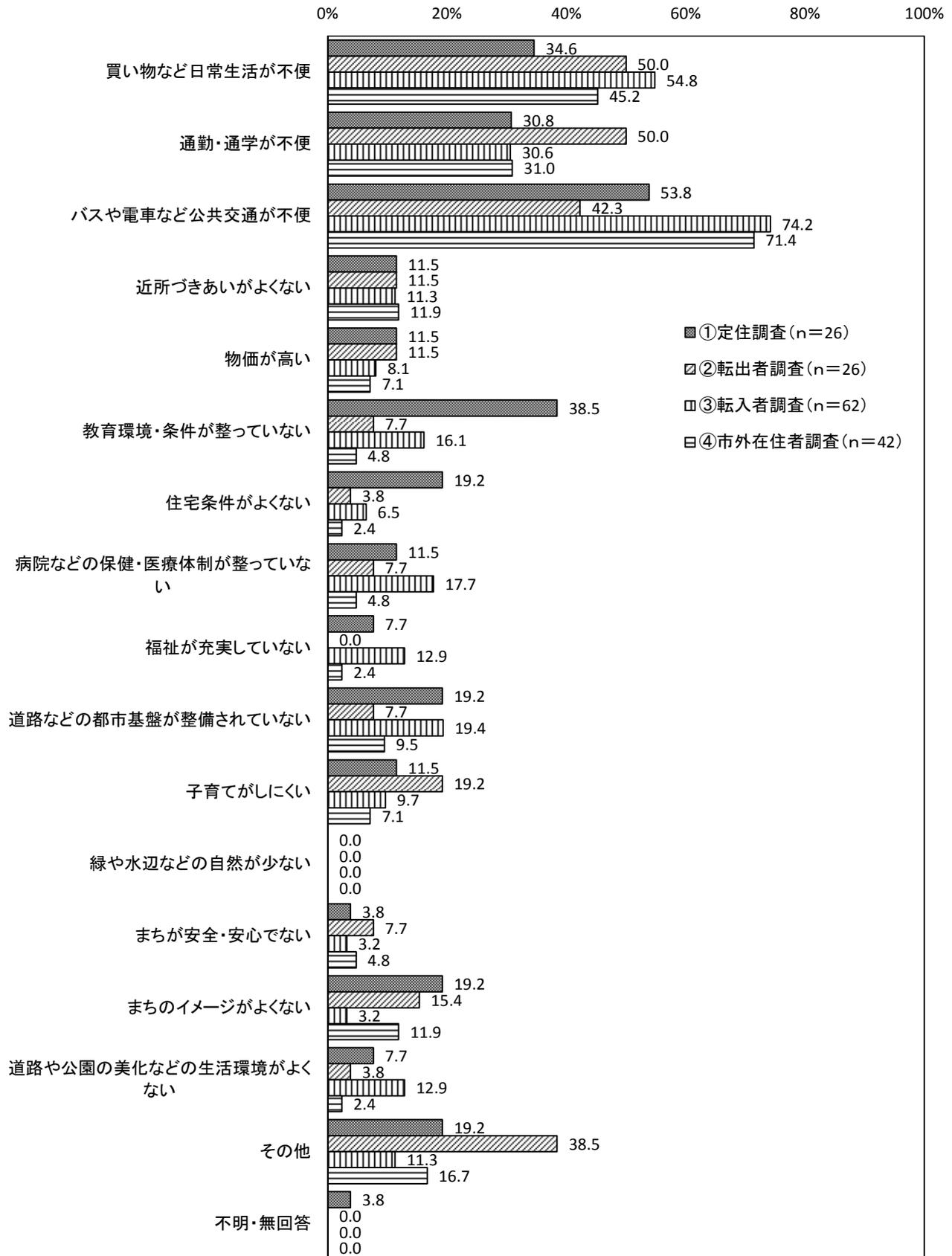
一方、住みにくい(住みにくそう)と感じた理由は、「買い物などの日常生活が不便」「通勤・通学が不便」「バスや電車など公共交通が不便」の3項目が主な理由となっています。「バスや電車など公共交通が不便」は転入者調査・市外在住者調査で70%台と多くなっています。

「買い物などの日常生活」は住みやすいと感じている人が多いものの、住みにくいと感じている人においても多い項目となっています。

住みやすい（住みやすそう）と感じた理由について MA



住みにくい（住みにくそう）と感じた理由について MA

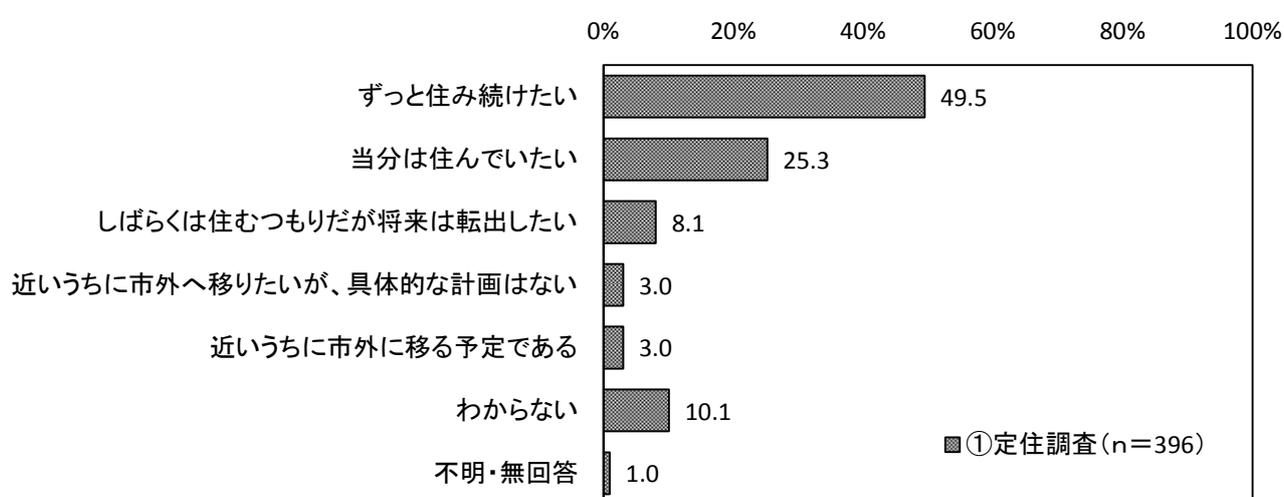


(8) 定住意向

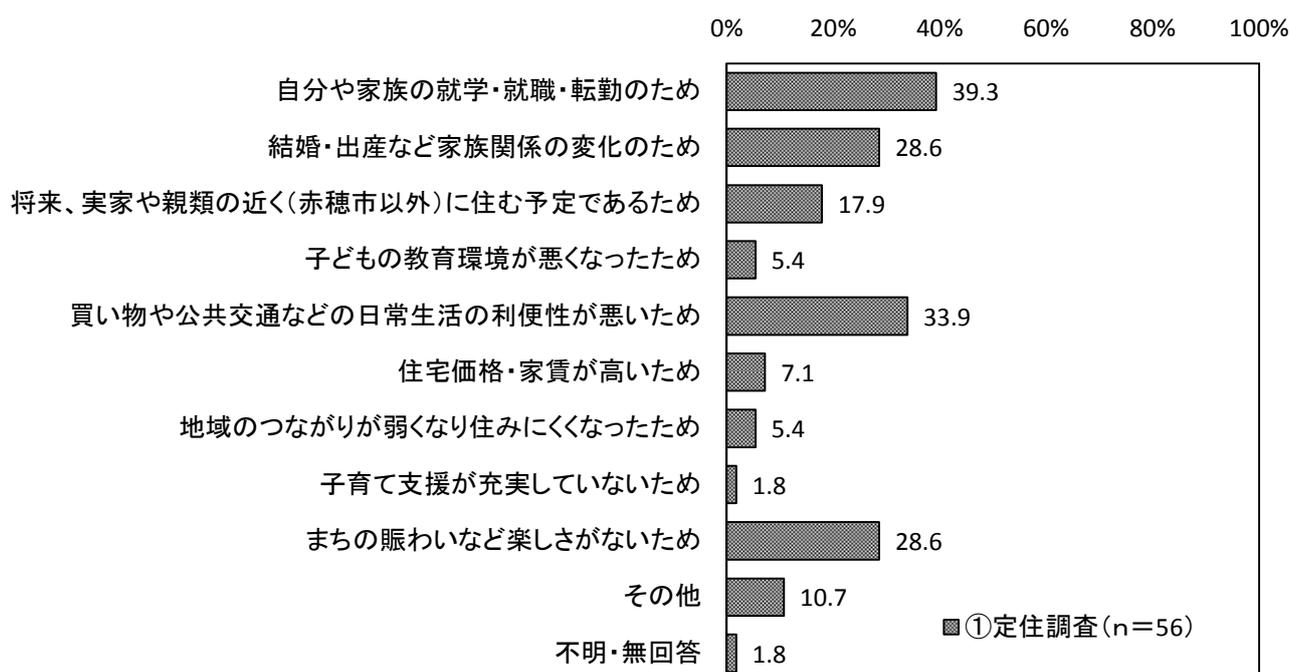
定住調査で今後の定住意向を尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」が49.5%と約半数が住み続けたいと答えており、次いで「当分は住んでいたい」が25.3%となっています。「しばらく住むつもりだが将来は転出したい」「近いうちに市外へ移りたいが、具体的な計画はない」「近いうちに市外に移る予定である」と答えた転出希望者は14.1%となっています。

転出（予定）の理由としては、「自分や家族の就学・就職・転勤のため」が39.3%で最も多く、次いで「買い物や公共交通などの日常生活の利便性が悪いため」が33.9%、「結婚・出産など家族関係の変化のため」「まちの賑わいなど楽しさがないため」がともに28.6%となっています。

定住意向について SA



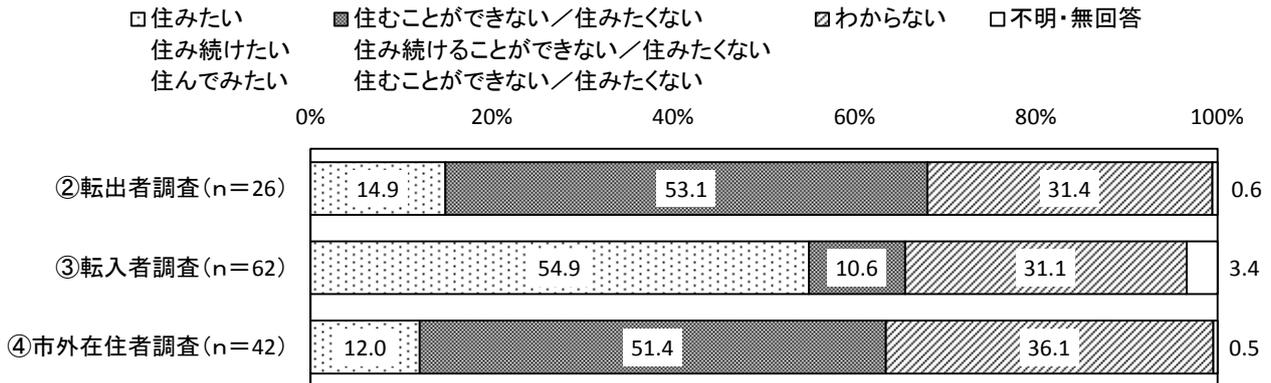
転出（予定）の理由について MA



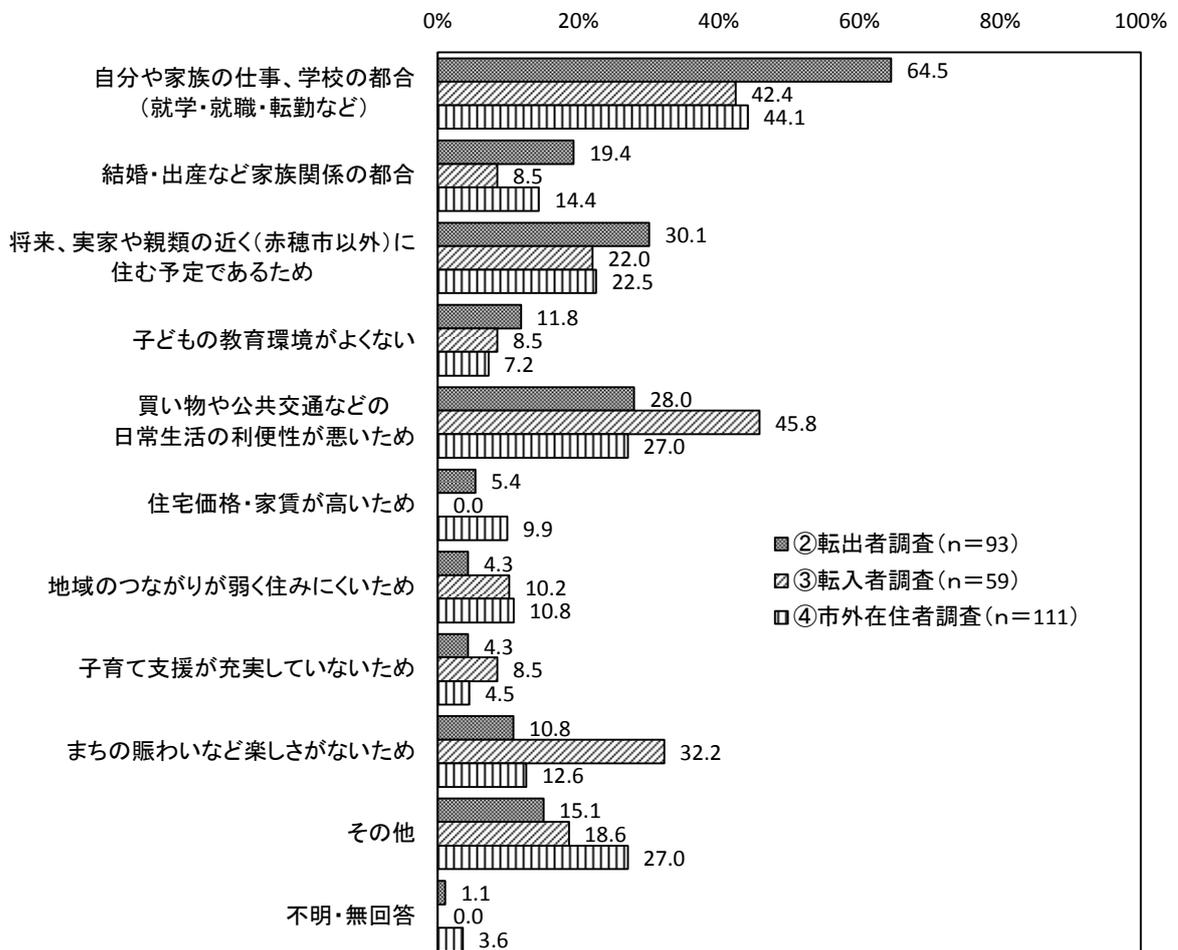
転入者調査では「住み続けたい」と答えた人が54.9%と半数を超え、定住調査同様に定住意向が高くなっています。転出者調査・市外在住者調査では「住みたい・住んでみたい」が10%を超え、「住むことができない／住みたくない」が50%を超えています。

「住むことができない／住みたくない」の理由は、転出者調査・転入者調査・市外在住者調査ともに「自分や家族の仕事、学校の都合」が多い回答となっています。また、転入者調査では「買い物や公共交通などの日常生活の利便性が悪いため」が約半数と多くなっています。

定住意向について SA



住むことができない／住みたくない理由について MA



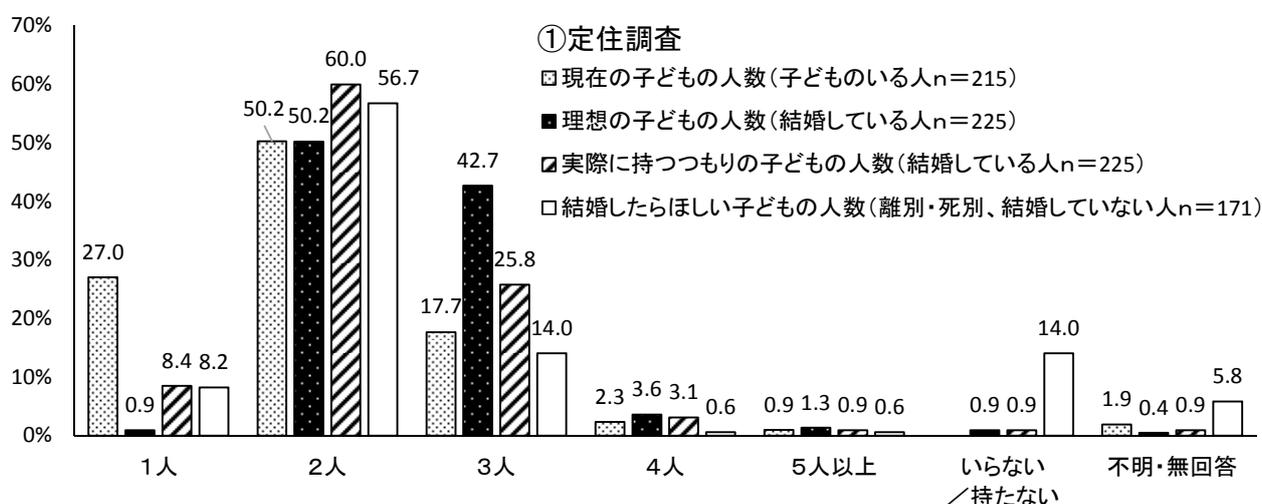
(9) 子どもの人数、理想と実際の差の理由

子どもの人数について、「現在の人数」「理想の人数」「実際に持つつもり的人数」「結婚したらほしい人数」ともに「2人」が最も多くなっています

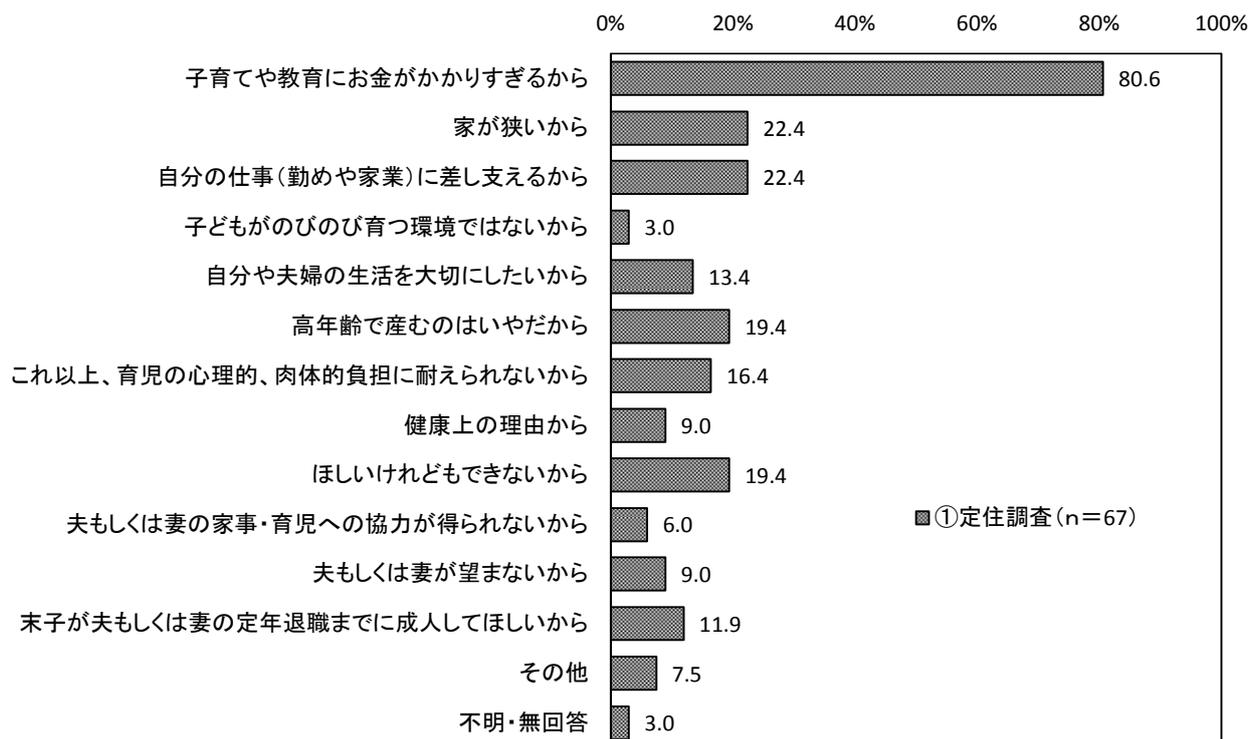
子どもの人数の「3人」は、「理想の人数」では42.7%と半数に近いのに対し、「実際に持つつもり的人数」は25.8%と、理想と実際に差が生じている状況です。

理想と実際に持つつもりの子どもの人数に差がある理由（理想より少ない理由）は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が80.6%で最も多く、次いで「家が狭いから」「自分の仕事に差し支えるから」がともに22.4%となっています。

子どもの人数について [SA]

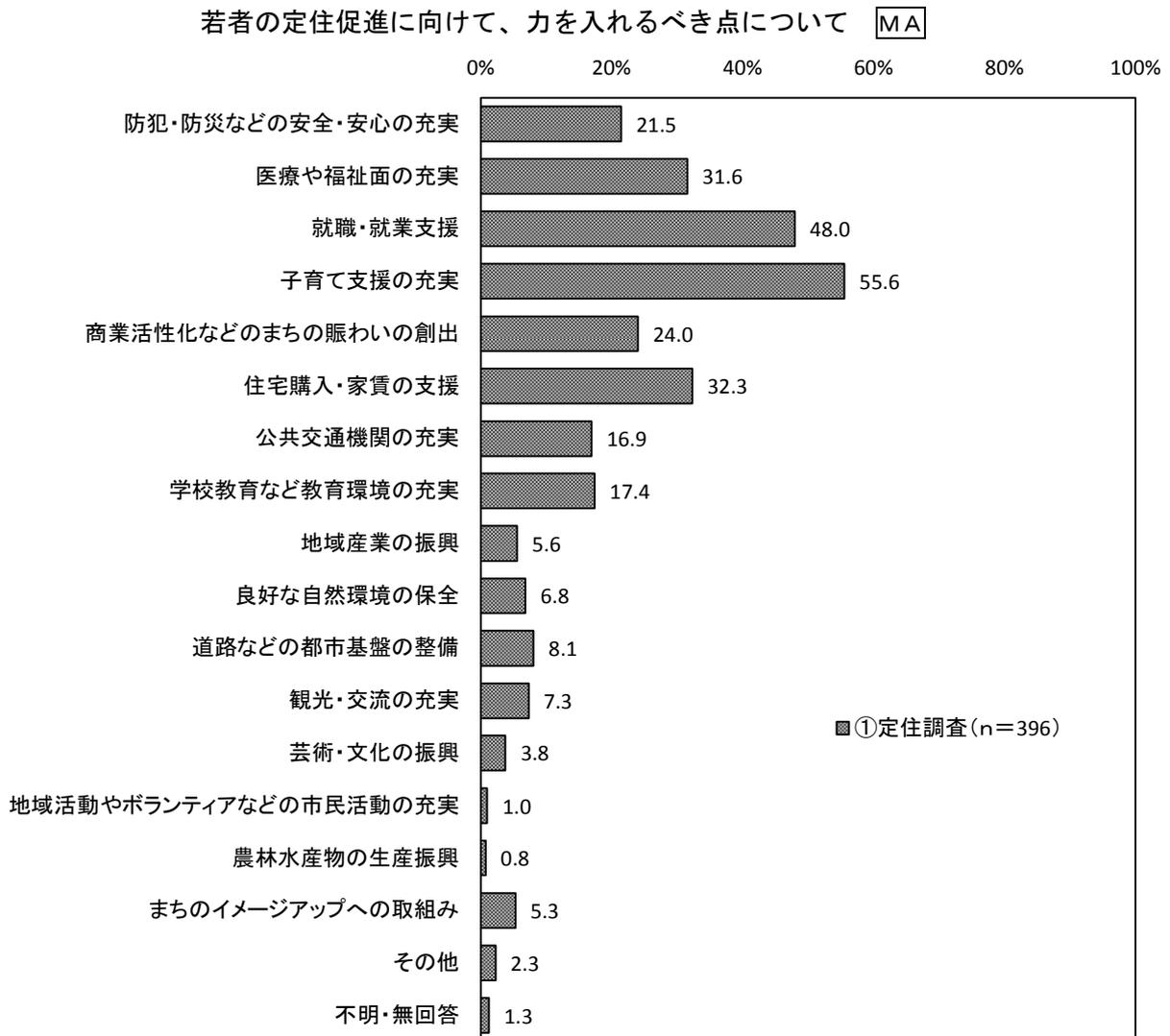


実際に持つつもり的人数と理想の人数に差がある理由について [MA]



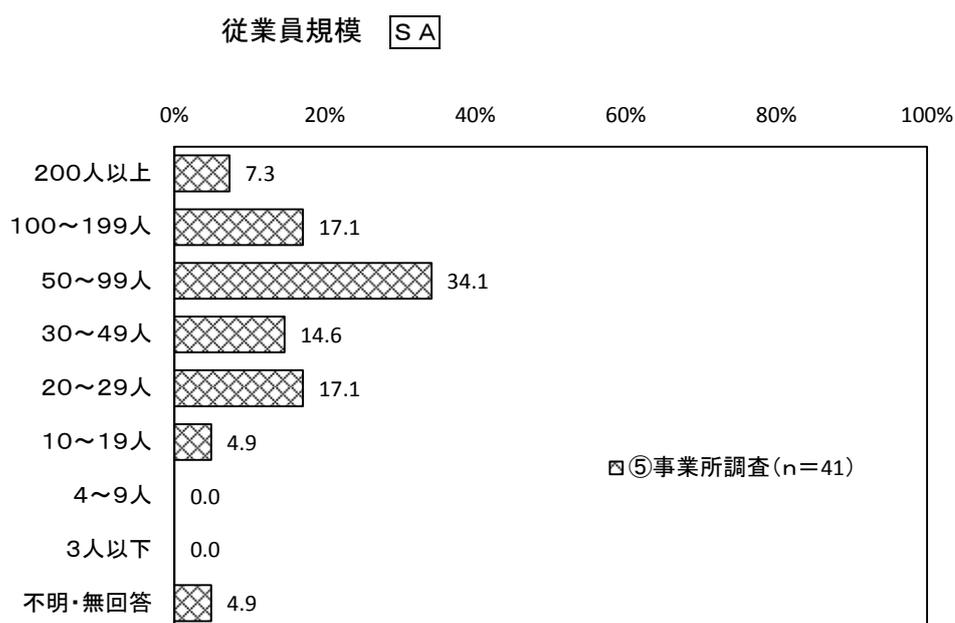
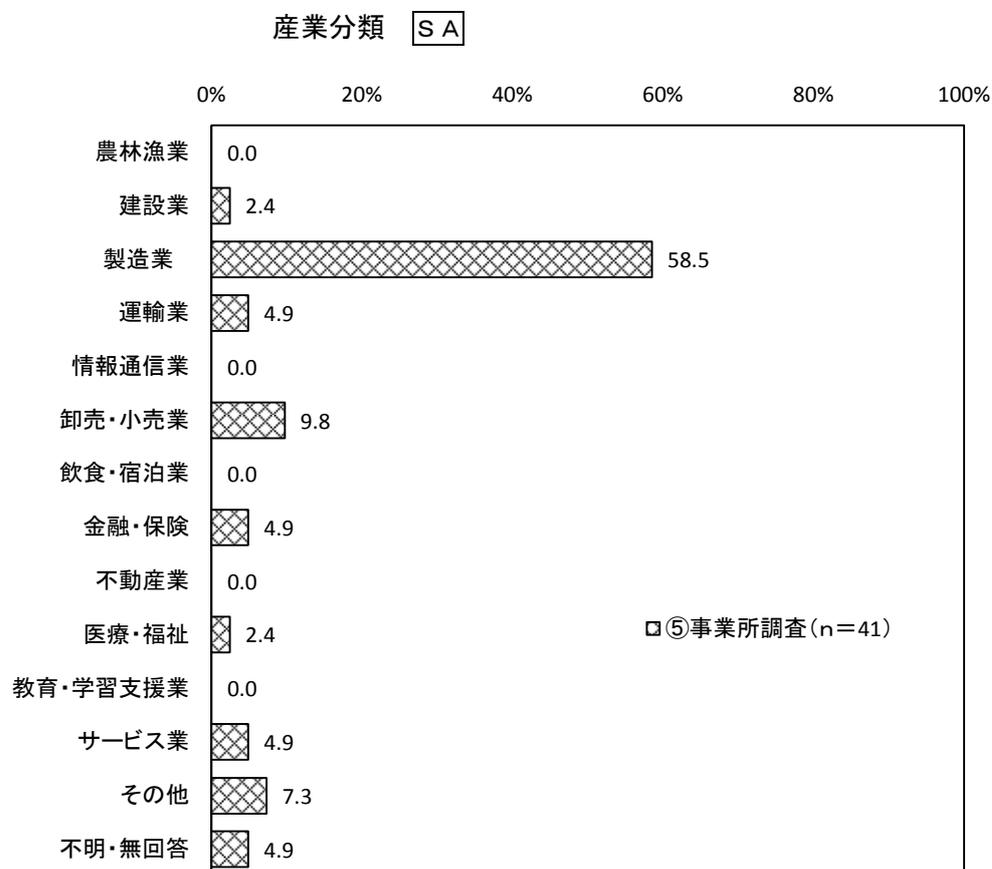
(10) 若者の定住促進に向けて、力を入れるべき点

若者の定住促進に向けて、市が力を入れるべき点は、「子育て支援の充実」が55.6%で最も多く、次いで「就職・就業支援」が48.0%、「住宅購入・家賃の支援」が32.3%となっています。



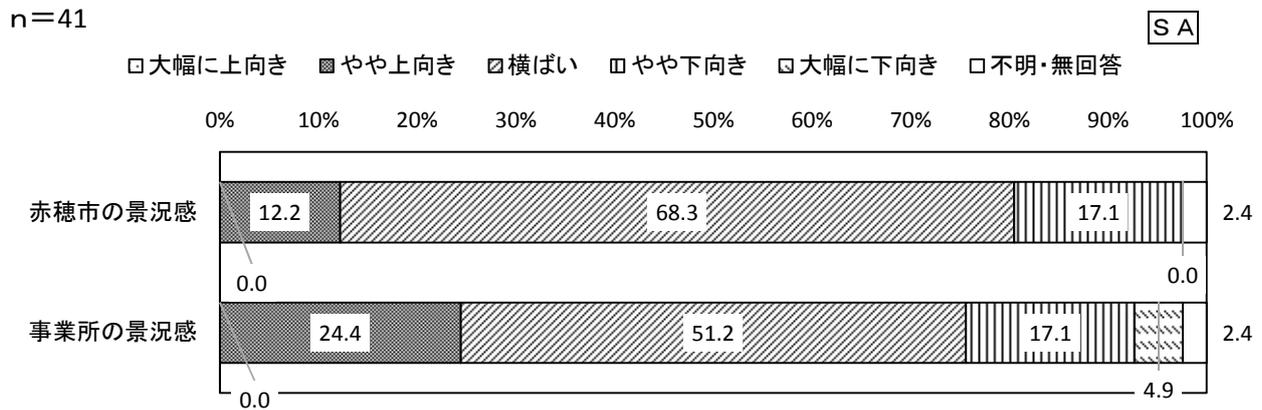
3 調査結果【⑤事業所調査】

(1) 回答者の属性



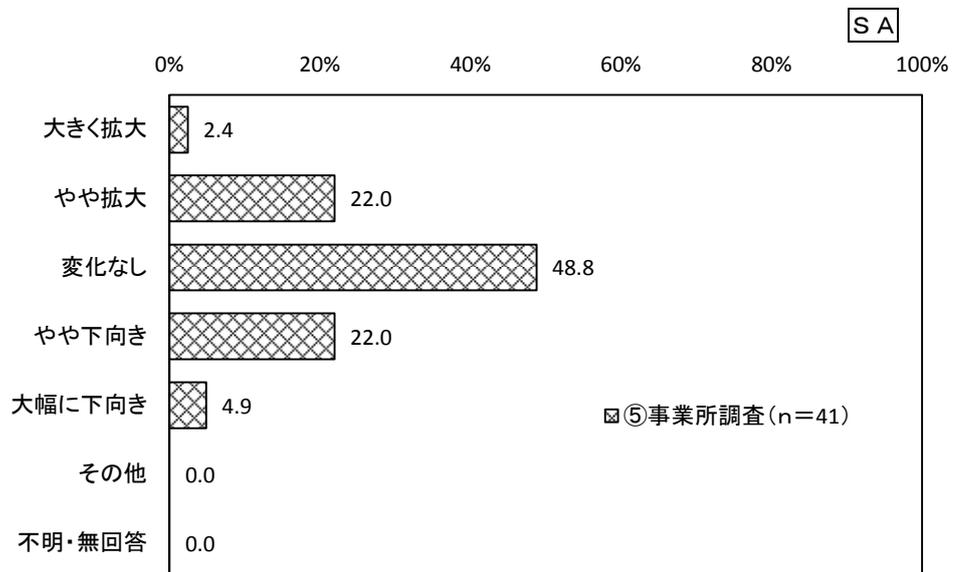
(2) 景況感

景況感を尋ねたところ、赤穂市の景況感・事業所の景況感ともに「横ばい」と考える事業所が多くなっています。「やや上向き」については、赤穂市の景況感では 12.2%、事業所の景況感では 24.4%と、事業所の景況感のほうが上向きと考えている事業所がわずかに多くなっています。



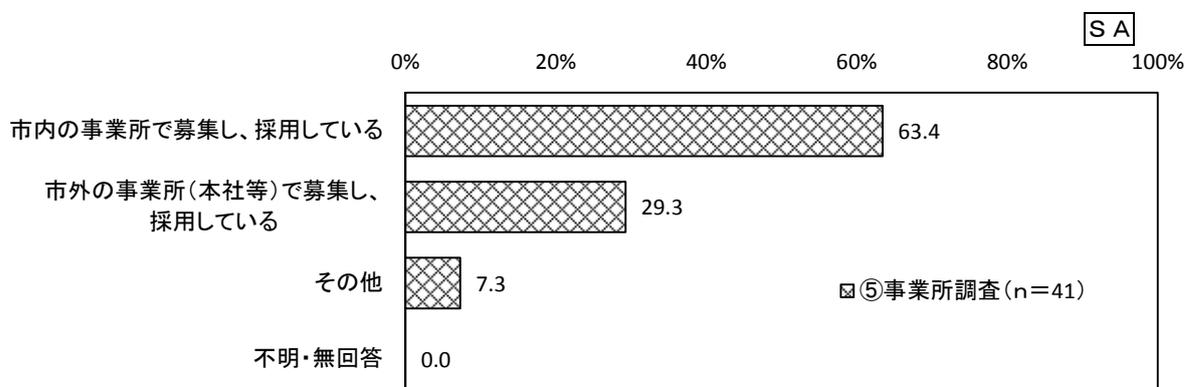
(3) 今後3年程度の経営状況

今後3年程度の経営状況を尋ねたところ、「変化なし」が 48.8%で最も多く、次いで「やや拡大」と「やや下向き」がともに 22.0%となっています。



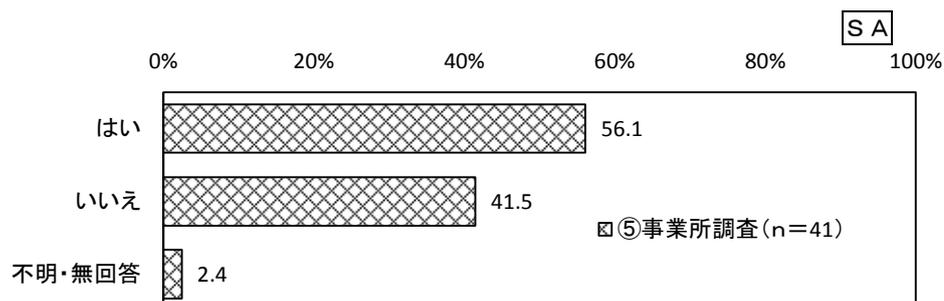
(4) 人材募集の方法

人材募集の方法は、「市内の事業所で募集し、採用している」が63.4%と半数を超えています。



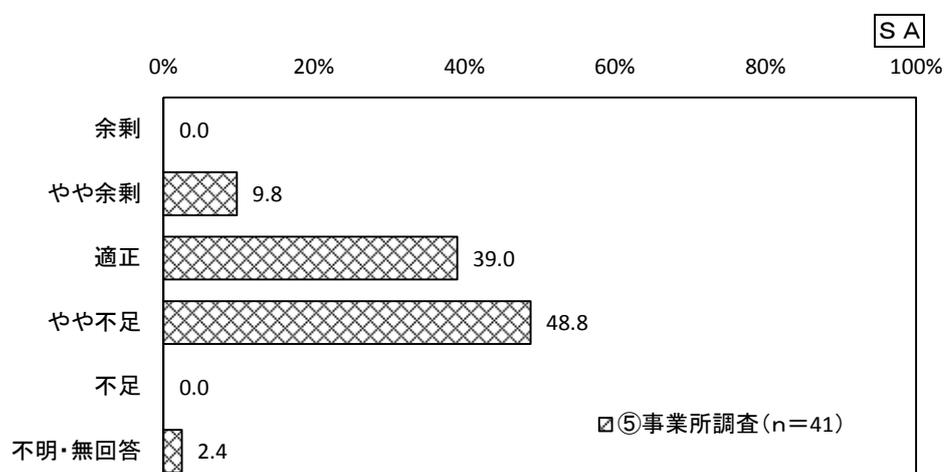
(5) 赤穂市出身者の優先採用の有無

赤穂市出身者を優先的に採用しているかを尋ねたところ、「はい」が56.1%と半数を超えています。



(6) 人材の充足状況

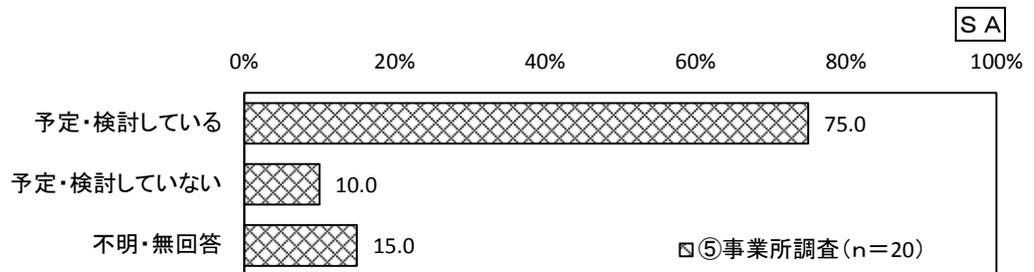
人材の充足状況は、「やや不足」が48.8%で最も多く、次いで「適正」が39.0%、「やや過剰」が9.8%となっています。



(6) で「やや不足」「不足」と答えた事業所

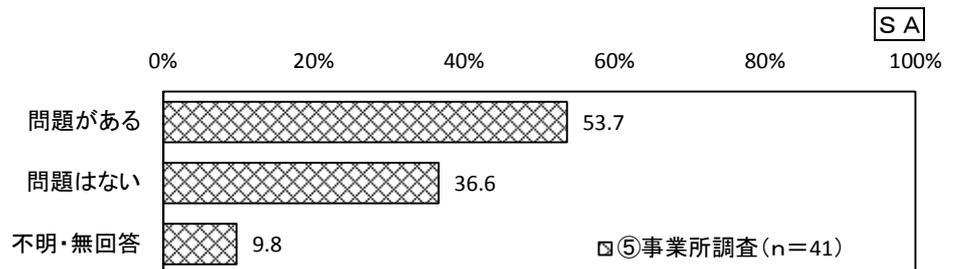
(7) 新規雇用の予定の有無

人材が「やや不足」と答えた事業所に今後の新規雇用の予定を尋ねたところ、「予定・検討している」が75.0%、「予定・検討していない」が10.0%となっています。



(8) 従業員定着への問題意識

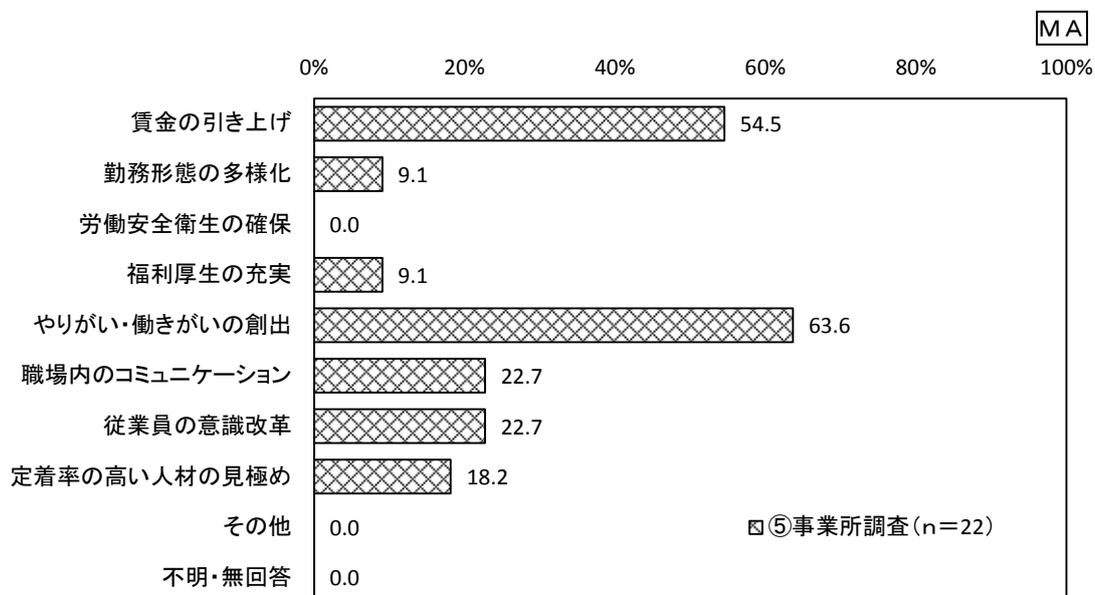
従業員の定着の問題意識について、「問題がある」が53.7%、「問題はない」が36.6%となっています。



(8) で「問題がある」と答えた事業所

(9) 問題解決のために必要と感じる取り組み

従業員の定着に問題があると答えた事業所に必要と感じる取り組みを尋ねたところ、「やりがい・働きがいの創出」が63.6%で最も多く、次いで「賃金の引き上げ」が54.5%となっています。



4 調査結果のまとめ

① 赤穂市の評価について

本市は“自然環境”“医療・福祉”“観光”の評価が高い。しかし、“公共交通機関”の評価が低い。

転出者調査・転入者調査・市外在住者調査において、自分にゆかりのある市町村と本市を比較したときの評価として、3調査ともに「良好な自然環境の保全」「医療や福祉面の充実」といった分野において、本市のほうがよいと評価している人が約半数程度みられ、また「観光・交流の充実」の分野においても評価が高い状況です。

しかし、悪い評価としては3調査ともに「公共交通機関の充実」「商業活性化などのまちの賑わいの創出」「就職・就業支援」の3分野で共通しています。

また、本市を「住みやすい（住みやすそう）」と答えた人にその理由を尋ねた質問では、「買い物などの日常生活が便利」「病院などの保健・医療体制が整っている」「緑や水辺などの自然が多い」の項目に回答が集中していることから、本市は市内外の人から“自然環境”や“医療・福祉”、“観光”の面において、評価されていると考えられます。

しかし、本市を「住みにくい（住みにくそう）」と答えた人にその理由を尋ねた質問では、「買い物などの日常生活が不便」「通勤・通学が不便」「バスや電車など公共交通が不便」の項目に回答が集中しており、悪い評価からも「公共交通機関」の面で、評価が低い状況です。

② 定住にむけて

本市は“住みやすい（住みやすそう）”。転入・転出の要因として“仕事”が軸。

定住調査・転出者調査・転入者調査・市外在住者調査において、半数以上の人々が“赤穂市は住みやすい（住みやすそう）”と答えており、特に定住調査においては83.0%の人が「住みやすい」と答えています。

定住調査において、今後の定住意向を尋ねたところ「ずっと住み続けたい」が49.5%、「当分は住んでいたい」が25.3%と74.8%の人が定住意向を持っており、また転入者調査においても54.9%の人が「住み続けたい」と答えています。

その一方で、定住調査・転出者調査・市外在住者調査において、本市に住まない理由（転出理由、住むことができない理由）を尋ねたところ、“就学・就職・転勤”、“買い物や公共交通などの日常生活の利便性が悪い”を理由としている人が多くなっています。

また、転出や転入されてきた理由としては“就職・仕事”、“家庭の都合（結婚、介護、親との近居）”が多い状況です。

本市に対して住みやすいという評価が高いにも関わらず、転入しない、転出してしまう要因として“仕事”が大きく影響していると考えられます。

事業所調査において、人材の充足状況を尋ねたところ、約半数の事業所が「やや不足」としており、不足している事業所の約7割が新規雇用を予定している状況にあります。

若者の定住促進に向けて力を入れるべき点で「就職・就業支援」は48.0%で2番目に高い項目であることから、人材募集に関する情報を広く発信し、求職者と事業所のマッチングが重要であり、結びつけることが定住、転入の促進につながるものと考えられます。

③ 出生について

「子育て支援の充実」が定住促進、出生数の増加につながる

定住調査において、理想と実際に持つつもりの子どもの人数を尋ねたところ、理想と現実ともに「2人」と答えた人が多い中、理想の子どもの数で「3人」と答えた人は42.7%、実際に持つつもりの子どもの人数で「3人」と答えた人は25.8%と、理想と現実には差が生じている状況にあり、差がある理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が80.6%となっています。

若者の定住促進に向けて力を入れるべき点では、「子育て支援の充実」が55.6%と半数を超えている状況です。

本市に対する評価として、転出者調査・転入者調査で「子育て支援の充実」が“よい”と答えた人は約25%で、転出した市町村・転入前の市町村と比較し10ポイント以上本市のほうが評価が高い状況にあります。

本市の子育て支援に対する評価は決して低くない状況にありますが、若者の定住促進に向けて子育て支援の充実が求められていることからさらなる充実が必要と考えられます。また、子育て支援の充実を図り、若者が子ども産める、産みやすくする環境を充実していくことが出生の理想と現実の差を埋めることにつながるものと考えます。

あこはいいとこ



赤穂市観光マスコットキャラクター
陣たくん

赤穂市総合戦略

発行：赤穂市市長公室企画広報課総合戦略担当

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話：0791-43-3201（代表）

FAX：0791-43-6822

URL：<http://www.city.ako.lg.jp>

